

会報

2026.9月
No.80

いしかわ

Bande
つ・な・が・り



あなたの街の法律家

石川県行政書士会

目 次

ご挨拶

石川県行政書士会会長 向井 隆郎	1
日本行政書士会連合会会長 宮本 重則	2
石川県知事 山野 之義	3
令和8年度 定時総会・式典の開催報告	4
パブリシティ	7
令和8年度 第2回理事会報告	8
令和8年度 日本行政書士会連合会定時総会報告	10
令和8年度 日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会報告	11
シリーズ AIと行政書士業務 第3回「AIの安全な活用方法を考える」	12
広報・監察部 監察グループ 活動報告 改正行政書士法の周知と非行政書士行為の排除に向けた取組	14
永野副部長の広報支援させてください！	16
被災会員インタビュー 2度の能登半島地震を経験して～中谷政子会員(志賀町)～	18
災害復旧・復興支援業務について	20
社会貢献事業部 災害復旧・復興支援活動報告	22
日本行政書士会連合会近畿地方協議会の防災啓発イベントin奈良県	24
埼玉県行政書士会浦和支部の親睦旅行in石川県 ～令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨で被災した石川県を応援～	26
特集 改正行政書士法と特定行政書士 –今こそ「鯉口を切る」とき–	27
特集 行政書士法改正と自動車関連業務	28
特集 第80号発行記念 これまでの会報誌を振り返って	30
特集 行政書士開業セミナー –未来の仲間を迎えるために–	32
支部だより	33
コスモス石川活動報告	36
石川県外国人材受入サポートセンター活動報告	37
会員のコーナー	38
新しい19人の仲間紹介	40
会務日誌	42
会員の動き	46



【表紙写真説明】

のとじま水族館トンネル水槽

日本最大級のこのトンネル水槽は、水量1,200トン、長さ22m。満ちているのは、深く澄んだ海の青です。光が差し込むたびに水面がきらめき、トンネルを歩くと、まるで青い海の中をゆっくり散歩しているような気持ちになります。以前は、その青の世界の中をイルカたちが楽しそうに泳ぎ、来館者に笑顔を見せてくれました。現在はカマイルカの展示を休止していますが、海の青に寄り添うように、イルカが自由に泳ぎまわる光景が再び戻ってくる日を心待ちにしています。

ご挨拶

石川県行政書士会 会長 向井 隆郎

会員の皆様におかれましては、平素より本会の運営及び諸事業の推進に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、令和8年度定時総会において、全ての議案について原案のとおりご承認をいただき、誠にありがとうございました。令和8年1月1日から改正行政書士法が施行されており、引き続き法改正の内容を周知するとともに、今年度の事業計画の執行に向けて、全力で取り組んでまいります。

さて、令和6年能登半島地震から2年半が過ぎましたが、被災者及び被災事業者のための支援活動は依然として続いております。震災からの復旧・復興には長い時間が必要になると改めて実感していますが、行政書士の知識が必要とされる限り、当会は末永く支援活動を続けていく所存です。

そして、この原稿を執筆している最中に、最大震度7を観測した令和8年熊本地震が発生いたしました。当県が被災した時、熊本県行政書士会の方々には、平成28年熊本地震の体験をもとに、研修講師をしていただいたり、復興支援活動の資料をご提供いただいたりと、大変援助をしていただきました。その熊本県で再び大地震が起こってしまったことは、言葉にならないほどの衝撃を受けております。今後、当会として援助できることがあれば、義援金等の支出を含め支援してまいります。

これまでも行政書士制度の変革期は多々ありましたが、今回の行政書士法の改正は、決定的なターニングポイントになると感じております。個々の会員の皆様にとって、行政書士業務の需要増加という直接的な影響があることは非常に重要ですが、それ以上に中長期的に行政書士制度の信頼性を向上させ、急激に変

化する社会の中で確固たる立ち位置を確立することは更に重要です。法改正という自ら生み出した変化に、我々自身がついていけずに取り残されることは、あってはなりません。

7月21日に、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2026「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する!～」(骨太方針2026)を閣議決定しました。その中の「第3章 責任ある積極財政に基づく『中長期経済財政計画』において、『デジタル社会の実現に向けた重点計画』等に沿って、自治体AX/DX、地方公共団体のサイバーセキュリティ強化、標準準拠システムへの移行・運用最適化を進める。改正行政書士法を踏まえ、適切な対応を図る。」と明記されました。そして、文中の改正行政書士法の箇所の脚注として、「行政書士法の一部を改正する法律(令和7年法律第65号)では、デジタル化を踏まえた行政書士の使命・職責規定の創設、特定行政書士の業務範囲の拡大、業務制限規定の明確化等が行われた。」と明記されています。

骨太の方針は、政府の予算編成や経済財政政策の方向性を示す国の羅針盤とも言える重要な政策文書であり、上記の文言が明記されたことは、行政書士制度の今後の進展に向けて、重要な意義を持つものです。当会といたしましても、日本行政書士会連合会及び全国の行政書士会と足並みを揃え、行政書士制度の発展のため、尽力してまいります。

最後になりますが、先日行政書士法制定75周年に際し、記念誌を発行いたしました。引き続き、行政書士制度の発展のために事業活動を行ってまいりますので、会員の皆様方からの、より一層のご支援とご協力を賜りますことをお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和8年度 日本行政書士会連合会 会長挨拶 「改正行政書士法を踏まえ、適切な対応を図る。」(骨太の方針2026)



日本行政書士会連合会 会長 宮本 重則

平素より、向井隆郎会長を始め、石川県行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会(以下「本会」という。)の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の通常国会において成立した「行政書士法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が本年1月1日に施行されました。行政書士法公布75周年という節目の年に、制度を前進させる改正が実現したことは誠に意義深いことであります。

さらに、本年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026」(以下「骨太の方針2026」という。)において、行政書士制度の歴史上初めて「改正行政書士法を踏まえ、適切な対応を図る。」との文言が明記されました。これは、改正法の趣旨に沿った制度運用を国の基本方針として位置付けたものであり、行政書士制度に対する社会的期待の高まりを示すものと受け止めています。

本会では、改正法の趣旨を社会に浸透させるため、会員向け説明会や関係団体への周知活動を進めてまいりました。今後は、全国の単位会と連携しながら、使命と職責への理解を深めるとともに、デジタル手続に対応する知識・技能の習得や実務能力の向上に取り組んでまいります。また、関係省庁や地方公共団体等との連携を強化し、代理申請の円滑化や無資格者による違法な関与の防止に努めてまいります。

そして、改正法の趣旨及び骨太の方針2026を踏まえつつ、各単位会と連携して、「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」との活動理念の下、次の三つの視点から事業を展開してまいります。

第一に、行政書士業務の適正な推進です。改正法では業務独占規定の趣旨の明確化や両罰規定の整備が

図られました。行政書士に求められる責任は一層大きくなっており、国民の権利利益を守るため、制度への理解促進と適正な業務遂行に努めてまいります。

第二に、地域社会に根差した行政書士の強みをさらに生かしていくことです。全国約5万6千人の行政書士が有するネットワークを活用し、国民の期待に応えるとともに、特定行政書士の増員や研修の充実、会員の資質向上、災害復興支援体制の強化を進めてまいります。

第三に、制度の発展と持続可能な組織運営の実現です。将来を見据えた取組を進めるため、令和9年4月から本会会費の引上げを実施することとなりました。制度の発展と組織基盤の強化のため、会員の皆様には何卒御理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

また、改正法では士業法で初めて「デジタル社会への対応」が職責として規定されました。本会は引き続きデジタル庁と連携し、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現に貢献してまいります。

さらに、本年7月に発生した令和8年熊本地震に対しては、被災地域の単位会と連携し、復旧・復興支援に取り組んでおります。被災地域の日も早い復旧・復興に向け、行政書士としての役割を果たしてまいります。

複雑多様化する社会の中で、行政書士への期待は今後さらに高まるものと確信しております。会員の皆様には、改正法及び骨太の方針2026を契機として、使命と職責を改めて認識いただき、さらなる資質向上に努めていただきたいと存じます。

本会は今後も、単位会及び会員の皆様とともに、国民からより一層信頼される行政書士制度の確立と、「頼れる街の法律家」としての地位向上に取り組んでまいります。引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。



石川県知事 山野 之義

本日、石川県行政書士会の令和8年度定時総会式典が開催されますことを心からお慶び申し上げます。

今ほど、長年にわたり行政書士業務に精励されたご功績により、栄えある表彰をお受けになられた皆様には、心からお祝いを申し上げますとともに、本日の受賞を契機に、より一層のご活躍を期待しております。

石川県行政書士会におかれましては、会員数が約400名を超えるまでに発展を遂げられております。これもひとえに、皆様方が、県民の多様なニーズと信頼に応えてこられた賜であり、深く敬意を表する次第であります。

さて、本県において、能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧・復興が現下の最大の課題であります。足元では物価高対策など様々な課題が山積しております。

これらの課題にしっかり対応するため、これから県政を担うにあたり、「現場に足を運び、県民の皆様の声を聞くこと」を県政運営の中心に据え、県民の皆様の声や想いをしっかりと受け止めてまいります。

石川県行政書士会におかれましては、被災地での合同無料相談会や公費解体のための被災者サポートなど、被災地に足を運び、支援のためにご尽力をいただいております。深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

被災地では、被災者の生活再建支援など様々な課題が今も残っております。そのような中、皆様方の知見や経験は、被災者の迅速な生活再建や安全・安心の確保にも繋がるものであります。

石川県行政書士会におかれましては、引き続き、安全・安心な地域社会の実現に向けて、行政手続の専門家として、また、地域の頼れるアドバイザーとして、一層のお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げます。

結びに、石川県行政書士会の今後益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和8年度 定時総会・式典の開催報告

総務・経理部長 後 洋平

開催日時：令和8年5月22日（金）13時30分
場所：辻家庭園（石川県金沢市寺町一丁目8番48号）
司会：総務・経理部副部長 谷川 竜一
議長：西山 忠会員（金沢支部）
副議長：木原 奈緒美会員（金沢支部）
議事録署名人：本 郁夫会員（金沢支部）
上田 恵子会員（金沢支部）
出席者：270名（本人出席64名、委任状出席206名）

本年度の定時総会は、辻家庭園にて開催された。本総会に上程された議案は全て可決承認され、滞りなく全日程が終了した。また、総会終了後には総会記念式典及び懇親会も開催された。

【令和8年度 定時総会】

〈次第〉

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 議長団選出
4. 議事録署名人選任
5. 議案審議

第1号議案 令和7年度事業報告及び承認について

第2号議案 令和7年度決算報告及び承認について
（監査報告）

第3号議案 令和8年度事業計画（案）承認について

第4号議案 令和8年度予算（案）承認について

第5号議案 令和8年度借入金の最高限度額決定
について



会長挨拶



総会の様子

第6号議案 令和8年度日本行政書士会連合会
総会及び日本行政書士会連合会中
部地方協議会総会代議員選任につ
いて

第7号議案 その他

6. 議長団退任

7. 閉会の辞

〈開会の辞〉

寺分副会長による開会の辞によって本総会の開会が宣言され、藤懿総務・経理部員の先導のもと、出席者全員で行政書士倫理綱領を唱和した。

〈会長挨拶〉

向井会長より挨拶があり、本年1月1日に施行された改正行政書士法について、行政書士又は行政書士法人でない者が、いかなる名目であっても報酬を得て行政書士業務を行ってはならないことが明確化されたことや、両罰規定が整備されたことが説明された。

また、行政書士の使命規定及び職責規定が新設され、公正かつ誠実な業務遂行、信用保持、専門性の向上、デジタル社会への対応等が明文化されたことが述べられた。令和元年の法改正において、目的規定に「国民の権利利益の実現に資すること」が加えられたことが今回の使命規定につながっており、従来の行政手続を支援する立場から、国民の権利利益を実現する専門職へと行政書士の役割が発展しているとの説明があった。会員一人ひとりが専門性を高めていくことが、行政書士業務の拡大と社会的地位の向上につ

ながるとして、本会活動への協力と理解が呼びかけられた。

〈総会成立宣言〉

総会員数421名のうち270名(本人出席64名、委任状出席206名)が出席し、本会会則第29条第1項の規定に基づき、本総会が有効に成立することが宣言された。

〈議長団選出〉

議場からの「司会者一任」の声に基づき、司会者から議長に西山忠会員(金沢支部)、副議長に木原奈緒美会員(金沢支部)が指名され、選任された。

〈議事録署名人の指名〉

議場からの「議長一任」の声に基づき、議長から本郁夫会員(金沢支部)、上田恵子会員(金沢支部)が指名された。

〈議案審議〉

第1号議案 令和7年度事業報告及び承認について

第2号議案 令和7年度決算報告及び承認について
(監査報告)

第1号議案及び第2号議案を一括審議とし、各部長より要点の説明が行われた。質疑の前に監事を代表して勝尾太一監事(金沢支部)より、令和8年4月10日に中村敏彦監事(輪島支部)、山崎豊監事(小松支部)とともに、原始記録、総勘定元帳、収支計算書、貸借対照表、財産目録等について監査を行った結果、適正妥当であったとの監査報告が行われた。

また、第1号議案及び第2号議案については、事前に質問書が提出されていたため、石川県総務部総務課に対する監察活動への協力依頼の具体的内容、改正行政書士法を踏まえた各部・委員会での議論、官公署や各種団体に対する法令遵守の申入れ等について、執行部より答弁がなされた。

中川広報・監察部長からは、石川県総務部総務課を訪問し、法改正の内容や無資格者による行政書士業務の制限強化について説明したこと、法改正に合わせて警告プレートやチラシの文言及びデザインを変更し、県名義の継続使用

について承諾を依頼したこと、今年度これらを作成・配布する予定であることなどが説明された。続いて各部長から所管事項について回答がなされた。

再質問に対して向井会長から、日行連の見解を待つことや、個別の事例を一つずつ確認していること、明らかな行政書士法違反については対応していること、今回の法改正を行政書士にとっての機会と捉えていることなどが説明された。答弁の後、第1号議案及び第2号議案を一括して議場に諮ったところ、賛成多数で可決承認された。

第3号議案 令和8年度事業計画(案)承認について

第4号議案 令和8年度予算(案)承認について

第3号議案及び第4号議案を一括審議とし、各部長より要点の説明が行われた。

また、行政書士法改正により監察活動の重要性が一層高まる中、広報活動と監察活動を同一部署で所管するのではなく、分けて取り組むべきではないかとの趣旨の質問がなされた。これに対し、中川広報・監察部長から、広報と監察は本会の活動を行う上で表裏一体であり、同一部署で活動することが適正であるとの回答がなされた。

答弁の後、第3号議案及び第4号議案を一括して議場に諮ったところ、賛成多数で可決承認された。

第5号議案 令和8年度借入金の最高限度額決定について

議長が執行部に提案理由の説明を求めたところ、向井会長より万が一の事態に備え、借入金200万円を最高限度額とするとの説明がなされた。質疑はなく、議場に諮ったところ、賛成多数で可決承認された。

第6号議案 令和8年度日本行政書士会連合会総会及び日本行政書士会連合会中部地方協議会総会代議員選任について

両総会の代議員及びオブザーバーの選任について、会長に一任することが賛成多数で可決承認された。

第7号議案 その他

執行部より、その他の議案は無いことが説明された。その後、議場の的場相談役から、他県行政書士会との交流を図り、会員相互の親睦を深める機会を設けてほしいとの要望があった。

〈議長団退任〉

全議案の審議が終了したため、議長と副議長から退任の挨拶があった。

〈閉会の辞〉

小山内副会長により閉会の辞が述べられ、令和8年度定時総会を閉会した。

【令和8年度 総会記念式典】

定時総会終了後、同会場にて記念式典が挙行された。式典では、今村副会長の開会の辞、物故会員への黙祷、向井会長の式辞に続き、県知事表彰及び会長表彰が行われた。

○県知事表彰(敬称略)

〈役員歴通算10年以上〉

宮川 敏彦(金沢支部)

宮川会員より謝辞が述べられた。

○会長表彰(敬称略)

〈業務歴通算20年以上〉

唐澤 正(輪島支部)

澤井 克巳(七尾支部)

赤倉 章剛(金沢支部)

池田 東史雄(金沢支部)

山根 敏秀(金沢支部)

盛永 有登(金沢支部)

盛永会員より謝辞が述べられた。

○祝辞(敬称略)

石川県知事代理 石川県総務部総務課長 横山 智成

石川県議会議員 紐野 義昭

日本行政書士会連合会会長代理 同会副会長 西村 誠

○来賓一覧(敬称略)

石川県総務部総務課長 横山 智成

石川県議会議員 紐野 義昭

日本行政書士会連合会副会長 西村 誠

日本行政書士政治連盟副会長 黒田 淳子



宮川会員による謝辞



盛永会員による謝辞

日本行政書士会連合会中部地方協議会副会長

愛知県行政書士会副会長 子安 幸代

北陸税理士会石川県支部連絡協議会会長 梅谷 真司

石川県司法書士会副会長 上村 岳司

石川県社会保険労務士会会長 村上 正雄

石川県土地家屋調査士会会長 有川 宗樹

一般社団法人石川県中小企業診断士会会長 石井 伸太郎

岐阜県行政書士会副会長 伊藤 寛純

福井県行政書士会副会長 青垣 千春

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

石川県支部支部長 中川 大

来賓紹介及び祝電披露の後、宮田副会長の閉会の辞をもって記念式典を閉会した。

【懇親会】

午後6時より、辻家庭園にて開催された懇親会には、多くのご来賓が出席し、和やかな雰囲気のもと盛大に催された。向井会長の挨拶、下沢佳充県議の挨拶に続き、的場晴次相談役の発声により乾杯が行われた。歓談中には、金沢市議会議員としても活躍する新谷博範会員から挨拶があり、会員と来賓が親睦を深める有意義な機会となった。

令和8年7月18日(土)午後1時30分より石川県地場産業振興センター本館第2会議室にて、令和8年度第2回理事会が開催された。向井会長の挨拶に続き、議事録署名人に川本剛生理事、今井邦彦理事が指名され、議事に入った。議題は次のとおりである。

1. 報告事項

(1) 日行連報告

向井会長より、6月18日、19日に定時総会が開催され、理事として向井会長、代議員として宮田副会長及び小山内副会長、オブザーバーとして後総務・経理部長が出席したとの報告があった。両副会長からは、石川会より「行政書士法改正」、「デジタル化」、「会員管理システム」及び「法教育」等に関する質問を提出した旨、及び得られた回答の概要が説明された。次に向井会長より、7月15日、16日に開催された理事会において、「預り金に関する規則の策定」等について協議された旨が報告された。また同理事会では、富山会より「富山会、コスモス富山県支部、富山家庭裁判所の三者間で、成年後見人等に選任された会員に関する情報提供の申し合わせを文書化したこと」が紹介された旨についても報告された。

(2) 中地協報告

向井会長より、6月11日に愛知県で定時総会が開催され、理事として向井会長、代議員として東海林社会貢献事業部長及び永野広報・監察部副部長が出席したとの報告があった。両代議員からは、定時総会が滞りなく進行した旨、及び定時総会後に行われた意見交換会では「行政書士法改正への対応」等について活発に議論された旨が報告された。また向井会長より、来年度から各単位会の負担金が同額とされるのに合わせ

て、代議員数についても同数になる見込みであるとの報告があった。

(3) 各部・各委員会 令和8年度実施事業報告

各部部长・各委員会委員長より、事業実施状況について報告があった。川本封印管理委員長からは、行政書士法改正の影響で封印業務が急増している現状が報告された。従来の事業のほか、能登の復旧・復興支援に伴う諸活動等について詳細な報告が行われた。

(4) 令和8年度定時総会の反省点について

後総務・経理部長より、事前準備の反省点、及び当日の反省点について報告され、改善方法について意見が出された。

(5) その他

向井会長より、各支部、他単位会及び外部団体の定時総会に参加したことが報告された。



令和8年度理事会

2. 審議事項

(1) 各部・各委員会 令和8年度事業実施計画

各部部长・各委員会委員長より、令和8年度の事業計画について議案説明があった。その概略は以下のとおりである。

【総務・経理部】

- ・開業セミナー
- ・来年度総会の準備
- ・表彰者の決定
- ・BCP策定 等

【広報・監察部】

- ・法改正に伴う監察活動（官公署訪問、警告プレート等の設置）
- ・会報誌発行
- ・広報月間広報活動（新聞広告、マスコミ訪問等） 等

【業務部】

- ・業務研修会の開催
- ・一般倫理研修未受講者対応
- ・金沢市未登記道路整備事業 等

【社会貢献事業部】

- ・能登被災者支援事業
- ・石川県防災総合訓練
- ・出前講座及び出前相談
- ・広報月間無料相談会 等

【封印管理委員会】

- ・研修会の実施 等

【DX推進特別委員会】

- ・DX等に関するアンケート調査
- ・会員向け写真撮影会の開催 等

【官民業務受託調査特別委員会】

- ・運輸支局からの相談員業務受託
- ・運輸支局相談員の養成 等

【申請取次行政書士管理委員会】

- ・第三者委託禁止の遵守 等

【石川県外国人材受入サポートセンター】

- ・講師派遣

- ・石川県との業務委託契約締結 等

【その他委員会】

従来からの事業を実施予定である旨の説明があった。

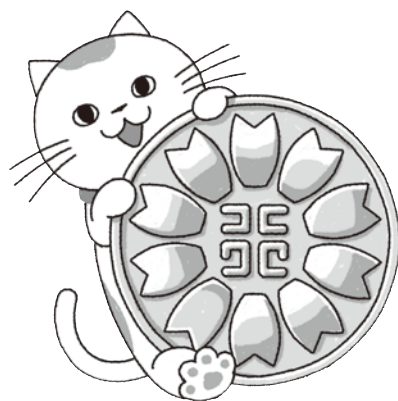
(2) その他

向井会長より、7月25日の埼玉会浦和支部との意見交換会について経緯を含めた説明があった。また、9月1日に行われる島根会主催の被災者支援活動に関する研修について講師依頼があり同会長が講師を務める旨、及び9月16日に熊本県で行われる全国会長会に同会長が出席予定である旨が説明された。さらに、日行連及び中地協の主な日程について案内された。

3. 協議事項

特になし。

以上の議題について、慎重審議の結果、全議案が承認可決された。



令和8年度 日本行政書士会連合会定時総会報告

副会長 小山内 俊平

令和8年6月18日(木)・19日(金)の2日間、東京プリンスホテル「鳳凰の間」にて、日本行政書士会連合会(日行連)の令和8年度定時総会が開催されました。

当会(石川会)からは、理事として向井会長、代議員として宮田副会長と私、オブザーバーとして後総務・経理部長の4名が出席いたしました。

総会ではコロナ禍の時期より、執行部への質問書に対する回答が書面で議場へ配付されるようになりました。1日目の議事は再質問も少なかったことから、当初の予定を大幅に繰り上げて13時30分頃には全ての議決を終えて休会となりました。また、2日目の議事は予定どおり9時から再開されました。

今回の定時総会では、以下5つの議案が上程されました。

第1号議案: 令和7年度事業報告

第2号議案: 令和7年度決算報告

第3号議案: 令和8年度事業計画(案)

第4号議案: 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について(案)

第5号議案: 令和8年度予算(案)

これらの議案については、執行部から質問書・再質問に対する回答があった後、いずれも賛成多数をもって原案どおり可決承認されました。

本総会に先立って全国の単位会から提出された質問書は、例年より少なめの合計69件でした。質問の全体的な傾向を整理すると、法改正に伴う①「職域の保護と『報酬』の考え方」、②「デジタル化への本格対応」、そして③「組織運営の透明化」という内容が中心となっていたように感じます。

当会代議員からは「監査指摘に基づく経理事務の見直し」「『報酬』の解釈に関する日行連の見解」「デジタル推進資産の具体的な使途」「会員が備えるべきデジタルスキルの具体的な指標」及び「法教育事業の全国的な指針」について質問し、それぞれ日行連の回答を受けました。

また、総会に先立つ表彰の式典では、本会から3名の会員の方が「日本行政書士会連合会会長表彰」の栄誉を受けられました(順不同)。

唐澤 正 会員(輪島支部)

古川 久次 会員(七尾支部)

谷口 勇一 会員(加賀支部)

長年にわたり本会を支えてくださったご功績に、心からの敬意とお祝いを申し上げます。

2日間の日程を終えて感じたのは、今回の法改正や、またデジタル化という大きな波の中でも、私たち行政書士が「街の身近な法律家」として地域の信頼を重ねていくためには、日々の地道な研鑽と、会員相互の連帯が大変重要であるということです。

総会で得た知見を活かし、皆様がより円滑に業務を行える環境づくりに努めてまいります。今後とも、会員の皆さまの変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



議長、副議長



宮本周司参議院議員(左)・西田昭二衆議院議員(右)と石川会役員



石川会代議員席

令和8年度 日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会報告

広報・監察部 副部長 永野 登志雄

開催日時: 令和8年6月11日(木)午後3時00分
場 所: 名古屋マリオットアソシアホテル17階「コスモス」
議 案: 第1号議案 令和7年度 事業報告承認の件
第2号議案 令和7年度 決算報告承認の件
第3号議案 日本行政書士会連合会中部地方協議会会則の一部改正(案)承認の件
第4号議案 令和8年度 事業計画(案)承認の件
第5号議案 令和8年度 予算(案)承認の件



議場全景

令和8年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会が竹田勲会長の開会の辞によって開会が宣言された。

続いて、日行連宮本重則会長より冒頭の挨拶により「行政書士法の改正」を受けて現状とこれからの行政書士会全体としての動きについて説明がなされた。

議長選出が行われ、愛知会の渡辺尚美副会長が就任し、総会の成立要件である定足数の確認を行い有効に成立していることを確認した。

議案審議に移り、第1号議案ののち、第2号議案において監事である寺分副会長より監査報告がなされた。



監査報告

また、第3号議案「日本行政書士会連合会中部地方協議会会則の一部改正(案)」について、竹田勲会長より改正の趣旨説明がなされた。

本改正では、各単位会の代議員数を同数とし、総

会時の代議員数を大幅に削減する一方、定足数を従来の3分の1以上から過半数にすることで会議の実効性を高めることに繋げ、あわせて特別決議の要件についても引き上げ日行連会則と平仄を合わせた。納入する会費についても各単位会が同額の会費負担をすることによって、地方協議会の事業を見直し、各単位会が会運営に責任をもってあたるように促す旨の説明がなされた。そのほか第28条第2項(会費)及び第31条第5項(名誉地方協議会長等)は削除となった。全ての議案につき慎重審議の末、本総会に上程された全議案が承認可決された。

総会終了後、各単位会による意見交換会が行われた。石川会からは「情報漏洩対策・個人情報の保護について」「非行政書士排除活動における具体的な成果・事例を共有できる仕組みについて」の二点の意見・要望を提出した。そのほかにも各単位会より「改正行政書士法施行後における各単位会の現状」や「丁種封印の拡大運用の実施状況について」「登録支援機関及び監理団体に対する監察活動について」等の意見・要望が提出され、法改正に関する活発な意見交換を通じて情報の共有を図ることができた。

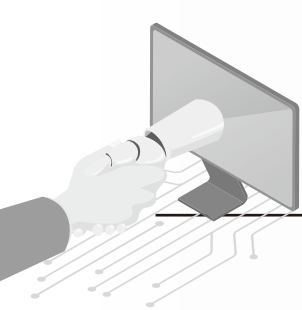
最後に全体集合写真を撮影し、本総会は閉会した。石川会からは、向井隆郎会長、寺分努副会長、東海林勝社会貢献事業部長、永野登志雄広報・監察部副部長が出席した。



全体集合写真



石川会出席者



シリーズ AIと行政書士業務

第3回「AIの安全な活用方法を考える」

DX推進特別委員会 寺田 圭佑

はじめに：行政書士実務と生成AIのジレンマ

行政書士の実務では、高い秘匿性の情報を日常的に取り扱うため、生成AIの導入において避けて通れないのが情報漏洩リスクです。無料サービスへの顧客データ入力、再学習による漏洩の危険を伴います。当初、当法人（行政書士法人PAC）でも申請書類の作成に劇的な効率化を期待していましたが、そこには大きなジレンマが立ちはだかりました。書類作成には具体的なデータが不可欠であり、情報保護のために匿名化したプロンプトだけをAIに与えても、実用的な書類は作れません。「機密情報を入力しない安全策」と「効率化ニーズ」の衝突。この壁こそが、生成AIの業務導入を阻む最大のネックとなっていました。本稿では、この課題を乗り越えるために当法人が策定したルールと、安全性と効率を両立させる実践的アプローチをご紹介します。

1. 包括的な利用規程の策定と整備

安全な導入を検討する中で、日常のメールやチャット等の情報保護を十分に点検できていたかという疑問が生じました。顧客データを扱うリスクは、生成AIの利用に留まらないからです。そこで当法人では、今回のAI導入をセキュリティ体制を抜本的に見直す好機と捉え、関係法令に準拠した包括的なルール『情報通信技術（ICT）及び生成AI利用規程』の策定に着手しました。規程では、行政書士法、個人情報保護法、不正競争防止法などの法的要件を網羅し、日常ツールの利用基準も再定義して全体のガバナンスを底上げしました。具体的な行動指針は以下の通りです。

シャドーITの禁止：当法人が承認した安全なツールのみを使用し、個人アカウントでのログインを禁止します。

生データ入力禁止と手元結合：顧客の生データの入力是一切禁止します。文面作成時は「ダミーデータ」に置き換え、出力後に手元のローカル環境で実データと結合します。

人間によるファクトチェックの義務化：ハルシネーション（もっともらしい嘘）のリスクを前提とし、出力内容を公式の手引きや法令等の一次情報と必ず照合し、従業者が自らの責任で裏付け確認を行います。

情報通信技術（ICT）及び生成AI利用規程

第1条（目的）

本規程は、行政書士法人PAC（以下「当法人」という）における情報通信技術関連の機器、ソフトウェア及び各種システム等（以下「ICTツール」という）並びに生成AIサービス（以下「生成AI」という）の適正かつ安全な利用及び運用に関する基準を定めることを目的とする。当法人が取り扱う顧客情報の高い秘匿性に鑑み、行政書士法、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）、及び不正競争防止法等の関連法令を遵守し、情報漏洩リスクを極限まで低減するとともに、業務の円滑な遂行とガバナンスの向上を図るものとする。

第2条（適用範囲）

1 本ガイドラインは、当法人の役員（社員行政書士を含む）、及び雇用形態のいかんを問わず当法人に所属するすべての行政書士、補助者、事務員、契約職員、嘱託職員、パート、アルバイト、派遣労働者、並びに当法人の業務を直接受託する共同事業者及び業務委託従事者（以下、総称して「従業者」という）に対して適用する。

2 当法人の業務に関わり、当法人が管理するICTツール又は生成AIを利用するすべての者が対象となる。なお、業務委託従事者に対しては、委託契約等を通じて本ガイドラインと同等の義務を課し、これを遵守させるものとする。

第3条（ICTツール利用に関する基本原則）

1 従業者は、電子メール、ビジネスチャット、クラウドストレージ、及び顧客管理システム等のうち、当法人が正式に承認し提供するICTツールのみを業務に使用しなければならない。当法人の許可を得ていないソフトウェアやサービスの利用、及び個人用アカウントの業務利用は一律に禁止する。

2 すべてのクラウドサービス及びシステムへのアクセスに際しては、ID及びパスワードを厳格に管理し、多要素認証の設定が可能な場合は、これを必須とする。

3 外出先や公共の場所においては、フリーWi-Fi等の暗号化されていない公衆無線LANへの接続を原則として禁止する。業務データへのアクセスには、当法人が指定するVPN環境又はモバイルルーター等によるテザリング等の暗号化された安全な通信回線を使用しなければならない。

第4条（電子メール及びチャット通話の利用規律）

1 従業者は、外部への電子メールの送信又はビジネスチャットによるメッセージ送信に際しては、送信優先、添付ファイル、及び本文内容に誤りがないか、送信ボタンを押下する前に自主的な二重確認を徹底しなければならない。

利用規程

2. リスクを最小化する「補助的」な活用実践

申請書類の作成プロセスそのものに生データを送信してAIを利用することは、漏洩や正確性欠如のリスクの観点から看過できません。しかし、顧客情報に触れない補助業務に限定すれば、リスクを限りなくゼロに抑えて強力な恩恵を享受できます。当法人では以下の3つの補助的活用を実践しています。

定型文面の作成・表現校正：「建設業許可の更新案内」等の指示でベースを作成させ、顧客名や期限等の実データは出力後にローカル環境で安全に結合します。

手引き・法令等の要約と整理：一般公開されている「許可の手引き」等を読み込ませ、要件のみを箇条書きで抽出・要約させて確認時間を大幅に短縮します。

匿名での壁打ち（シミュレーション）：複雑な要件について、前提条件を完全に匿名化・一般化した上で、法令等の解釈を整理するための相談相手としてAIを利用します。

3.実務に適合した管理システムの自作事例

顧客情報や許可期限のExcel管理は、属人化や見落としリスクが課題でした。クラウドサービスの導入も検討しましたが、当法人の規模ではコスト面から現実的ではないと判断しました。そこで「実務に適合するシステムを自作しよう」と決断し、生成AIのコード生成機能を開発補助として活用しました。AIからデータ構造やロジックのアドバイスを受け、プログラムをローカル環境で組み立てました。この結果、Excelデータから期限切れを自動判定する専用データベースアプリを低コストで構築できました。専門家がいなくても、AIを伴走者として安全なシステムを自作できるのです。

4.未来の生成AIトレンドと活用の工夫

私たちは、現在の安全管理措置に満足しているわけではありません。利便性をさらに高めつつ、情報管理をより高いレベルに引き上げるため、未来の生成AI技術のトレンドにも常に目を光らせています。

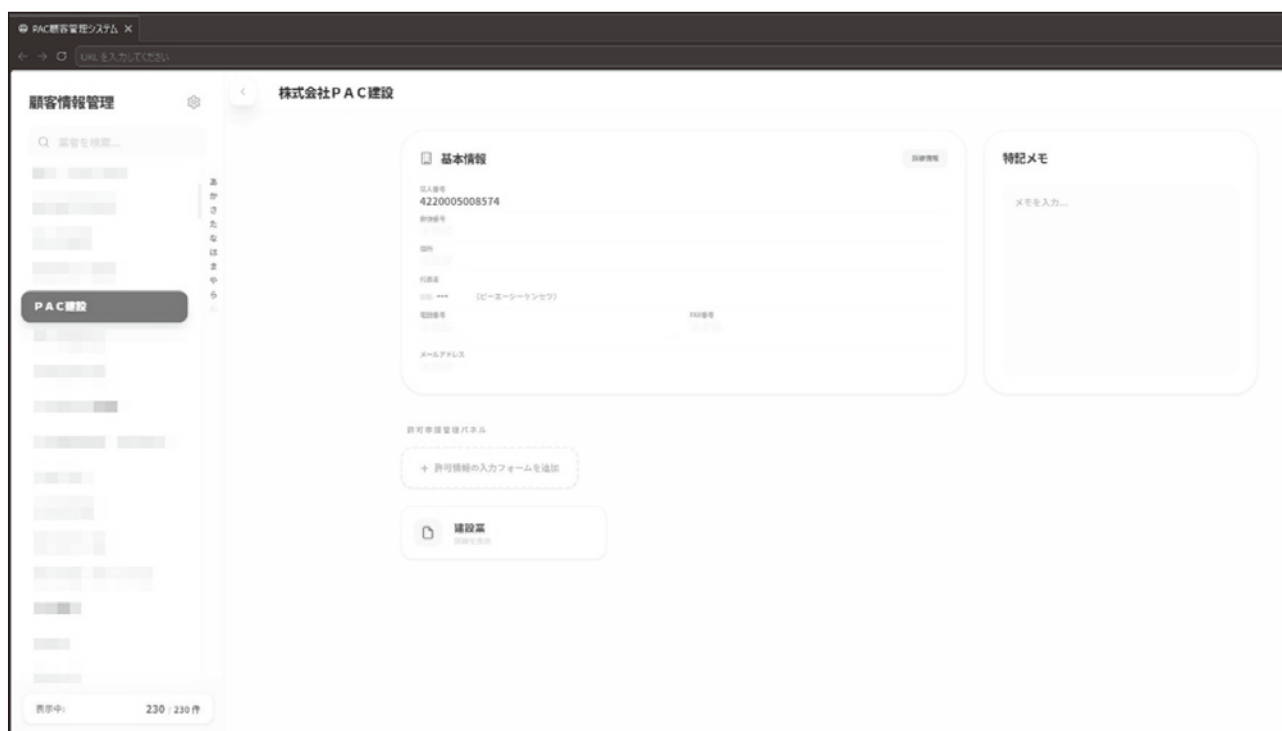
ローカルLLMの現実的な活用工夫: 外部送信を伴わない「ローカルLLM」が注目されています。能力面で巨大なクラウドLLMに追いつくことは不可能ですが、使い方を工夫すれば実用は十分可能です。生データ

のダミー化や手元での結合処理など「機密に触れるコアな処理」に限定して活用するのです。これにより、漏洩リスクを物理的にゼロに保ちながら高いレベルでの自動化が実現します。

AIエージェントへの進化: 受動的なチャットから、自律的にタスクを実行する「AIエージェント」へと進化しています。将来的には、複数のAIエージェントが裏で自律連携し、匿名化、法的推論、手元での結合処理を一瞬で自動実行する高度な業務フローが実現する日も近いでしょう。

おわりに

生成AIは、正しく付き合えば強力な実務の相棒になります。しかし、その力を安全に引き出すためには、技術（安全なデータベースやクローズドな開発）と、ルール（社内利用規程の策定と遵守）という両輪が揃ってなければなりません。いたずらにAIを恐れる必要はありませんが、決して過信もせず、行政書士としての守秘義務を完璧に果たしながら、補助的な道具として賢く飼い慣らしていくことが大切です。それこそが、これからのデジタル社会において、我々行政書士が品位を保持し、業界全体の専門性と信用を形作る確かな一歩となるでしょう。



自作管理システムテスト画面

広報・監察部 監察グループ 活動報告

改正行政書士法の周知と非行政書士行為の排除に向けた取組

監察グループリーダー 茅野 智勇

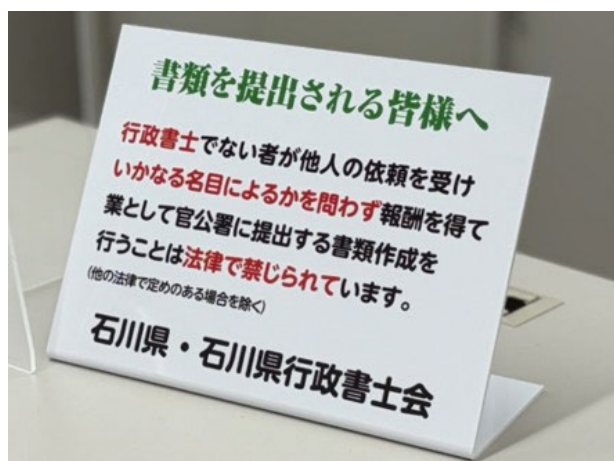
令和8年1月1日、「行政書士法の一部を改正する法律」(令和7年法律第65号)が施行されました。今回の改正では、行政書士又は行政書士法人でない者による業務制限について、「他人の依頼を受け、いかなる名目によるかを問わず報酬を得て」との文言が加えられ、その趣旨が条文上明確化されています。また、違反行為者のみならず、その者が所属する法人にも罰金刑が科される場合がある両罰規定が整備され、非行政書士による業務への抑止力が一層強化されました。

当会では、これまでも県内の各役所窓口にて、非行政書士による官公署提出書類の作成が法律で制限されていることを周知する警告プレート及び警告チラシを設置・配布し、適正な行政手続の確保と県民の権利利益の保護に取り組んでまいりました。

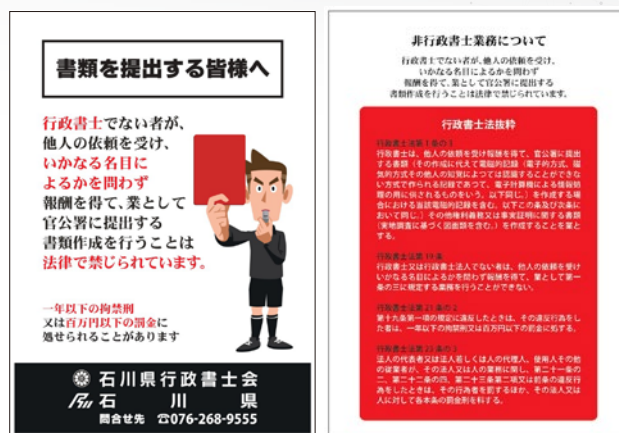
今般の法改正により、業務制限に関する条文の文言が変更されたことから、従前の警告・啓発物についても、改正後の条文に即した内容へ改める必要が生じました。このため、広報・監察部において、各種警告・啓発グッズの再作成に着手した次第であります。

再作成に当たっては、既存の警告プレート等が石川県と石川県行政書士会の連名となっていることから、まず石川県総務課との打合せを行いました。改正内容を踏まえた再作成の趣旨、掲載する文言、表現方法等について協議した上で、石川県の名称使用に関する申請を行い、了承を得ました。行政機関との連携の下で、正確かつ公正な内容とすることを重視したものであります。

本年度に入り、総会での承認を経て、①警告プレート、②警告チラシ、③警告POPの3種類を作成しました。



警告プレート



警告チラシ(表)

警告チラシ(裏)



警告POP

警告プレート及び警告POPは窓口で目に留まりやすい構成とし、警告チラシには改正後の行政書士法の概要や関係条文を

掲載しております。いずれも、行政書士でない者が、他人の依頼を受け、いかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として官公署に提出する書類を作成することが法律で制限されている旨を、分かりやすく伝える内容といたしました。

さらに、令和8年8月3日及び4日の2日間にわたり、石川県をはじめ、県内19市町の総務関係部署を全て訪問しております。訪問に当たっては、広報・監察部員が2名1組となって各庁舎を巡回し、改正行政書士法の趣旨及び内容を説明するとともに、非行政書士行為の排除に向けた協力の申し入れを行いました。

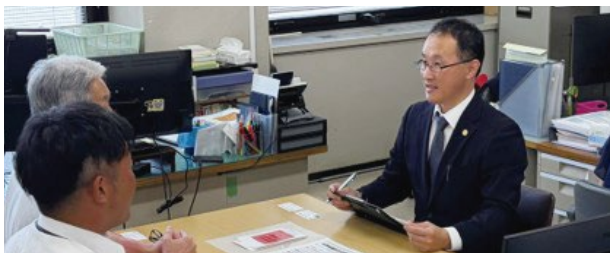
説明には、当部が作成した「改正行政書士法について一市町窓口における周知とご協力をお願い」を使用しました。同資料では、改正の4つのポイント、特に市町の申請受付窓口に関係する業務制限の明確化と両罰規定、市町窓口で留意いただきたい場面、行政書士会への相談・情報共有の流れなどを整理しております。

併せて、警告チラシ及び警告POPを無料で提供する取組について説明し、各市町の総務担当部署から庁内の全課へ周知していただいた上で、必要枚数を取りまとめていただくよう依頼いたしました。今後、県内各市

町の許認可、登録、届出その他の手続窓口において、当会の警告チラシや警告POPが数多く活用され、県民への注意喚起と職員間の共通認識の形成につながることが期待されます。

今回訪問した各市町の総務関係担当者からは、総じて良好な反応が得られたものと感じております。法改正の内容や非行政書士業務の問題について関心を示していただき、庁内周知や窓口での掲示物の活用についても前向きに受け止めていただきました。今般の法改正を契機として、行政手続の窓口における意識や取組にも、今後変化が現れるものと考えております。

今般作成いたしました警告チラシ及び警告POPにつ



加賀市役所訪問の様子



志賀町役場訪問の様子

いては、本会報誌と同封して会員の皆様へも配布させていただきます。各事務所の見やすい場所への掲示や応接室などに設置していただき、ご活用くださればと存じます。

広報・監察部としては、今回の訪問を一過性の周知活動に終わらせることなく、各行政機関との連携を深めながら、非行政書士行為の防止及び排除に継続して取り組んでまいります。会員の皆様におかれましても、業務を通じて不適切と思われる事例を把握された場合には、当会への情報提供にご協力くださいますようお願い申し上げます。



津幡町役場訪問の様子



宝達志水町役場訪問の様子

令和 8 年 1 月 1 日施行 行政書士法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号）

改正行政書士法について

— 市町窓口における周知とご協力をお願い —

改正法のうち、市町の申請受付窓口に関係するのは、非行政書士による業務制限の明確化と両罰規定の整備です。

1 改正の 4 つのポイント

1 使命・職責の明確化 行政手続の円滑な実施、国民の利便及び権利利益の実現に資することを使命として明記。公正・誠実な業務と、デジタル技術活用等による利便向上の努力義務を規定。	2 特定行政書士の業務範囲拡大 不能申立て代理等の対象を、行政書士が「作成した」書類から、行政書士が「作成することができ」る書類に係る許認可等へ拡大。
3 業務制限の趣旨を明確化 第 19 条第 1 項に「他人の依頼を受け、いかなる名目によっても開かず報酬を得て」との文言を追加。	4 両罰規定の整備 違反行為だけでなく、その者が所属する法人にも罰金刑が科される場合があることを明確化。

2 市町窓口に関係する改正（行政書士法第 19 条第 1 項）

行政書士又は行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け、いかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として官公署に提出する書類等を作成することはできません。

※他の法律に別段の定めがある場合を除きます。

「いかなる名目」の例

- 書類作成料・申請代行料
- 手数料・会費
- コンサルタント料・サポート料
- 商品代金等に含まれる実質的な書類作成対価

※名称ではなく、実質的に書類作成の対価かどうかが問題となります。

違反した場合の罰則

行為者：1 年以下の拘留又は 100 万円以下の罰金
 法人：100 万円以下の罰金が科される場合（行政書士法第 21 条の 2・第 23 条の 3）

【重要】今回の改正は、新たな禁止行為を創設したものではありません。従来からの業務制限の趣旨を条文上明確にしたものです。

石川県行政書士会 広報・監察部

自治体に対する配布資料（表）

市町窓口の皆様へのお願い

住民の権利利益を守り、適正な行政手続を確保するために

市町職員の皆様は、違反の疑念や最終的な法的判断をお願いするものではありません。提出者が行政書士でないことを理由に、申請の受理を拒否することをお願いするものでもありません。

1 ご協力をお願いしたい 3 つのこと

1 庁内関係部署への周知 許認可・登録・届出等の申請を受け付ける関係部署へ、改正内容を周知していただく。	2 掲示物・チラシの活用 窓口の状況に応じて、卓上 POP、チラシをご活用ください。必要な種類・数量を提供します。	3 相談・情報共有 判断に迷う事例や不自然な問答が見られる場合は、石川県行政書士会へご相談ください。
--	---	--

2 窓口で留意いただきたい場面

ご相談いただきたい例

- 同一の第三者が、多数の申請者について継続的に書類作成・提出に同意
- 申請者との関係、代理又は受託としての立場が不明確
- 手数料、会費、コンサルタント料等の受領がうかがわれる
- 会社や団体が組織的に他人の申請書類を作成

直ちに第 19 条違反とは限らない例

- 申請者本人、申請法人の役員・従業員による作成・提出
- 作成には要せず、書類を待参しただけの者
- 新法等による制約の緩和
- 他の法律により当該業務を行うことができる関係者

気づき → 通常の受付記録で確認・記録 → 行政書士会へ相談 ※報酬の有無を制約的に調査する必要はありません。

3 窓口用の掲示物・配布物をご用意しています

これら卓上 POP、チラシの内容については石川県が承認しております。

提示物・配布物	FAX 申込書	申込先 FAX
市町名	所属部署	076-268-9556
担当者名	電話番号	
卓上 POP（表裏：注意喚起／裏面：関係条文）		係
チラシ（庁内周知・窓口説明用）		部
連絡事項		

必要な数量をご記入のうえ、このページをそのまま FAX してください。お問い合わせ：石川県行政書士会 広報・監察部 TEL 076-268-0005
 印刷：印刷費 1 部、紙 1 部、第 1 刷のみ、第 2 刷のみ、第 3 刷のみ、第 4 刷のみ、第 5 刷のみ、第 6 刷のみ、第 7 刷のみ、第 8 刷のみ、第 9 刷のみ、第 10 刷のみ、第 11 刷のみ、第 12 刷のみ、第 13 刷のみ、第 14 刷のみ、第 15 刷のみ、第 16 刷のみ、第 17 刷のみ、第 18 刷のみ、第 19 刷のみ、第 20 刷のみ、第 21 刷のみ、第 22 刷のみ、第 23 刷のみ、第 24 刷のみ、第 25 刷のみ、第 26 刷のみ、第 27 刷のみ、第 28 刷のみ、第 29 刷のみ、第 30 刷のみ、第 31 刷のみ、第 32 刷のみ、第 33 刷のみ、第 34 刷のみ、第 35 刷のみ、第 36 刷のみ、第 37 刷のみ、第 38 刷のみ、第 39 刷のみ、第 40 刷のみ、第 41 刷のみ、第 42 刷のみ、第 43 刷のみ、第 44 刷のみ、第 45 刷のみ、第 46 刷のみ、第 47 刷のみ、第 48 刷のみ、第 49 刷のみ、第 50 刷のみ、第 51 刷のみ、第 52 刷のみ、第 53 刷のみ、第 54 刷のみ、第 55 刷のみ、第 56 刷のみ、第 57 刷のみ、第 58 刷のみ、第 59 刷のみ、第 60 刷のみ、第 61 刷のみ、第 62 刷のみ、第 63 刷のみ、第 64 刷のみ、第 65 刷のみ、第 66 刷のみ、第 67 刷のみ、第 68 刷のみ、第 69 刷のみ、第 70 刷のみ、第 71 刷のみ、第 72 刷のみ、第 73 刷のみ、第 74 刷のみ、第 75 刷のみ、第 76 刷のみ、第 77 刷のみ、第 78 刷のみ、第 79 刷のみ、第 80 刷のみ、第 81 刷のみ、第 82 刷のみ、第 83 刷のみ、第 84 刷のみ、第 85 刷のみ、第 86 刷のみ、第 87 刷のみ、第 88 刷のみ、第 89 刷のみ、第 90 刷のみ、第 91 刷のみ、第 92 刷のみ、第 93 刷のみ、第 94 刷のみ、第 95 刷のみ、第 96 刷のみ、第 97 刷のみ、第 98 刷のみ、第 99 刷のみ、第 100 刷のみ、第 101 刷のみ、第 102 刷のみ、第 103 刷のみ、第 104 刷のみ、第 105 刷のみ、第 106 刷のみ、第 107 刷のみ、第 108 刷のみ、第 109 刷のみ、第 110 刷のみ、第 111 刷のみ、第 112 刷のみ、第 113 刷のみ、第 114 刷のみ、第 115 刷のみ、第 116 刷のみ、第 117 刷のみ、第 118 刷のみ、第 119 刷のみ、第 120 刷のみ、第 121 刷のみ、第 122 刷のみ、第 123 刷のみ、第 124 刷のみ、第 125 刷のみ、第 126 刷のみ、第 127 刷のみ、第 128 刷のみ、第 129 刷のみ、第 130 刷のみ、第 131 刷のみ、第 132 刷のみ、第 133 刷のみ、第 134 刷のみ、第 135 刷のみ、第 136 刷のみ、第 137 刷のみ、第 138 刷のみ、第 139 刷のみ、第 140 刷のみ、第 141 刷のみ、第 142 刷のみ、第 143 刷のみ、第 144 刷のみ、第 145 刷のみ、第 146 刷のみ、第 147 刷のみ、第 148 刷のみ、第 149 刷のみ、第 150 刷のみ、第 151 刷のみ、第 152 刷のみ、第 153 刷のみ、第 154 刷のみ、第 155 刷のみ、第 156 刷のみ、第 157 刷のみ、第 158 刷のみ、第 159 刷のみ、第 160 刷のみ、第 161 刷のみ、第 162 刷のみ、第 163 刷のみ、第 164 刷のみ、第 165 刷のみ、第 166 刷のみ、第 167 刷のみ、第 168 刷のみ、第 169 刷のみ、第 170 刷のみ、第 171 刷のみ、第 172 刷のみ、第 173 刷のみ、第 174 刷のみ、第 175 刷のみ、第 176 刷のみ、第 177 刷のみ、第 178 刷のみ、第 179 刷のみ、第 180 刷のみ、第 181 刷のみ、第 182 刷のみ、第 183 刷のみ、第 184 刷のみ、第 185 刷のみ、第 186 刷のみ、第 187 刷のみ、第 188 刷のみ、第 189 刷のみ、第 190 刷のみ、第 191 刷のみ、第 192 刷のみ、第 193 刷のみ、第 194 刷のみ、第 195 刷のみ、第 196 刷のみ、第 197 刷のみ、第 198 刷のみ、第 199 刷のみ、第 200 刷のみ、第 201 刷のみ、第 202 刷のみ、第 203 刷のみ、第 204 刷のみ、第 205 刷のみ、第 206 刷のみ、第 207 刷のみ、第 208 刷のみ、第 209 刷のみ、第 210 刷のみ、第 211 刷のみ、第 212 刷のみ、第 213 刷のみ、第 214 刷のみ、第 215 刷のみ、第 216 刷のみ、第 217 刷のみ、第 218 刷のみ、第 219 刷のみ、第 220 刷のみ、第 221 刷のみ、第 222 刷のみ、第 223 刷のみ、第 224 刷のみ、第 225 刷のみ、第 226 刷のみ、第 227 刷のみ、第 228 刷のみ、第 229 刷のみ、第 230 刷のみ、第 231 刷のみ、第 232 刷のみ、第 233 刷のみ、第 234 刷のみ、第 235 刷のみ、第 236 刷のみ、第 237 刷のみ、第 238 刷のみ、第 239 刷のみ、第 240 刷のみ、第 241 刷のみ、第 242 刷のみ、第 243 刷のみ、第 244 刷のみ、第 245 刷のみ、第 246 刷のみ、第 247 刷のみ、第 248 刷のみ、第 249 刷のみ、第 250 刷のみ、第 251 刷のみ、第 252 刷のみ、第 253 刷のみ、第 254 刷のみ、第 255 刷のみ、第 256 刷のみ、第 257 刷のみ、第 258 刷のみ、第 259 刷のみ、第 260 刷のみ、第 261 刷のみ、第 262 刷のみ、第 263 刷のみ、第 264 刷のみ、第 265 刷のみ、第 266 刷のみ、第 267 刷のみ、第 268 刷のみ、第 269 刷のみ、第 270 刷のみ、第 271 刷のみ、第 272 刷のみ、第 273 刷のみ、第 274 刷のみ、第 275 刷のみ、第 276 刷のみ、第 277 刷のみ、第 278 刷のみ、第 279 刷のみ、第 280 刷のみ、第 281 刷のみ、第 282 刷のみ、第 283 刷のみ、第 284 刷のみ、第 285 刷のみ、第 286 刷のみ、第 287 刷のみ、第 288 刷のみ、第 289 刷のみ、第 290 刷のみ、第 291 刷のみ、第 292 刷のみ、第 293 刷のみ、第 294 刷のみ、第 295 刷のみ、第 296 刷のみ、第 297 刷のみ、第 298 刷のみ、第 299 刷のみ、第 300 刷のみ、第 301 刷のみ、第 302 刷のみ、第 303 刷のみ、第 304 刷のみ、第 305 刷のみ、第 306 刷のみ、第 307 刷のみ、第 308 刷のみ、第 309 刷のみ、第 310 刷のみ、第 311 刷のみ、第 312 刷のみ、第 313 刷のみ、第 314 刷のみ、第 315 刷のみ、第 316 刷のみ、第 317 刷のみ、第 318 刷のみ、第 319 刷のみ、第 320 刷のみ、第 321 刷のみ、第 322 刷のみ、第 323 刷のみ、第 324 刷のみ、第 325 刷のみ、第 326 刷のみ、第 327 刷のみ、第 328 刷のみ、第 329 刷のみ、第 330 刷のみ、第 331 刷のみ、第 332 刷のみ、第 333 刷のみ、第 334 刷のみ、第 335 刷のみ、第 336 刷のみ、第 337 刷のみ、第 338 刷のみ、第 339 刷のみ、第 340 刷のみ、第 341 刷のみ、第 342 刷のみ、第 343 刷のみ、第 344 刷のみ、第 345 刷のみ、第 346 刷のみ、第 347 刷のみ、第 348 刷のみ、第 349 刷のみ、第 350 刷のみ、第 351 刷のみ、第 352 刷のみ、第 353 刷のみ、第 354 刷のみ、第 355 刷のみ、第 356 刷のみ、第 357 刷のみ、第 358 刷のみ、第 359 刷のみ、第 360 刷のみ、第 361 刷のみ、第 362 刷のみ、第 363 刷のみ、第 364 刷のみ、第 365 刷のみ、第 366 刷のみ、第 367 刷のみ、第 368 刷のみ、第 369 刷のみ、第 370 刷のみ、第 371 刷のみ、第 372 刷のみ、第 373 刷のみ、第 374 刷のみ、第 375 刷のみ、第 376 刷のみ、第 377 刷のみ、第 378 刷のみ、第 379 刷のみ、第 380 刷のみ、第 381 刷のみ、第 382 刷のみ、第 383 刷のみ、第 384 刷のみ、第 385 刷のみ、第 386 刷のみ、第 387 刷のみ、第 388 刷のみ、第 389 刷のみ、第 390 刷のみ、第 391 刷のみ、第 392 刷のみ、第 393 刷のみ、第 394 刷のみ、第 395 刷のみ、第 396 刷のみ、第 397 刷のみ、第 398 刷のみ、第 399 刷のみ、第 400 刷のみ、第 401 刷のみ、第 402 刷のみ、第 403 刷のみ、第 404 刷のみ、第 405 刷のみ、第 406 刷のみ、第 407 刷のみ、第 408 刷のみ、第 409 刷のみ、第 410 刷のみ、第 411 刷のみ、第 412 刷のみ、第 413 刷のみ、第 414 刷のみ、第 415 刷のみ、第 416 刷のみ、第 417 刷のみ、第 418 刷のみ、第 419 刷のみ、第 420 刷のみ、第 421 刷のみ、第 422 刷のみ、第 423 刷のみ、第 424 刷のみ、第 425 刷のみ、第 426 刷のみ、第 427 刷のみ、第 428 刷のみ、第 429 刷のみ、第 430 刷のみ、第 431 刷のみ、第 432 刷のみ、第 433 刷のみ、第 434 刷のみ、第 435 刷のみ、第 436 刷のみ、第 437 刷のみ、第 438 刷のみ、第 439 刷のみ、第 440 刷のみ、第 441 刷のみ、第 442 刷のみ、第 443 刷のみ、第 444 刷のみ、第 445 刷のみ、第 446 刷のみ、第 447 刷のみ、第 448 刷のみ、第 449 刷のみ、第 450 刷のみ、第 451 刷のみ、第 452 刷のみ、第 453 刷のみ、第 454 刷のみ、第 455 刷のみ、第 456 刷のみ、第 457 刷のみ、第 458 刷のみ、第 459 刷のみ、第 460 刷のみ、第 461 刷のみ、第 462 刷のみ、第 463 刷のみ、第 464 刷のみ、第 465 刷のみ、第 466 刷のみ、第 467 刷のみ、第 468 刷のみ、第 469 刷のみ、第 470 刷のみ、第 471 刷のみ、第 472 刷のみ、第 473 刷のみ、第 474 刷のみ、第 475 刷のみ、第 476 刷のみ、第 477 刷のみ、第 478 刷のみ、第 479 刷のみ、第 480 刷のみ、第 481 刷のみ、第 482 刷のみ、第 483 刷のみ、第 484 刷のみ、第 485 刷のみ、第 486 刷のみ、第 487 刷のみ、第 488 刷のみ、第 489 刷のみ、第 490 刷のみ、第 491 刷のみ、第 492 刷のみ、第 493 刷のみ、第 494 刷のみ、第 495 刷のみ、第 496 刷のみ、第 497 刷のみ、第 498 刷のみ、第 499 刷のみ、第 500 刷のみ、第 501 刷のみ、第 502 刷のみ、第 503 刷のみ、第 504 刷のみ、第 505 刷のみ、第 506 刷のみ、第 507 刷のみ、第 508 刷のみ、第 509 刷のみ、第 510 刷のみ、第 511 刷のみ、第 512 刷のみ、第 513 刷のみ、第 514 刷のみ、第 515 刷のみ、第 516 刷のみ、第 517 刷のみ、第 518 刷のみ、第 519 刷のみ、第 520 刷のみ、第 521 刷のみ、第 522 刷のみ、第 523 刷のみ、第 524 刷のみ、第 525 刷のみ、第 526 刷のみ、第 527 刷のみ、第 528 刷のみ、第 529 刷のみ、第 530 刷のみ、第 531 刷のみ、第 532 刷のみ、第 533 刷のみ、第 534 刷のみ、第 535 刷のみ、第 536 刷のみ、第 537 刷のみ、第 538 刷のみ、第 539 刷のみ、第 540 刷のみ、第 541 刷のみ、第 542 刷のみ、第 543 刷のみ、第 544 刷のみ、第 545 刷のみ、第 546 刷のみ、第 547 刷のみ、第 548 刷のみ、第 549 刷のみ、第 550 刷のみ、第 551 刷のみ、第 552 刷のみ、第 553 刷のみ、第 554 刷のみ、第 555 刷のみ、第 556 刷のみ、第 557 刷のみ、第 558 刷のみ、第 559 刷のみ、第 560 刷のみ、第 561 刷のみ、第 562 刷のみ、第 563 刷のみ、第 564 刷のみ、第 565 刷のみ、第 566 刷のみ、第 567 刷のみ、第 568 刷のみ、第 569 刷のみ、第 570 刷のみ、第 571 刷のみ、第 572 刷のみ、第 573 刷のみ、第 574 刷のみ、第 575 刷のみ、第 576 刷のみ、第 577 刷のみ、第 578 刷のみ、第 579 刷のみ、第 580 刷のみ、第 581 刷のみ、第 582 刷のみ、第 583 刷のみ、第 584 刷のみ、第 585 刷のみ、第 586 刷のみ、第 587 刷のみ、第 588 刷のみ、第 589 刷のみ、第 590 刷のみ、第 591 刷のみ、第 592 刷のみ、第 593 刷のみ、第 594 刷のみ、第 595 刷のみ、第 596 刷のみ、第 597 刷のみ、第 598 刷のみ、第 599 刷のみ、第 600 刷のみ、第 601 刷のみ、第 602 刷のみ、第 603 刷のみ、第 604 刷のみ、第 605 刷のみ、第 606 刷のみ、第 607 刷のみ、第 608 刷のみ、第 609 刷のみ、第 610 刷のみ、第 611 刷のみ、第 612 刷のみ、第 613 刷のみ、第 614 刷のみ、第 615 刷のみ、第 616 刷のみ、第 617 刷のみ、第 618 刷のみ、第 619 刷のみ、第 620 刷のみ、第 621 刷のみ、第 622 刷のみ、第 623 刷のみ、第 624 刷のみ、第 625 刷のみ、第 626 刷のみ、第 627 刷のみ、第 628 刷のみ、第 629 刷のみ、第 630 刷のみ、第 631 刷のみ、第 632 刷のみ、第 633 刷のみ、第 634 刷のみ、第 635 刷のみ、第 636 刷のみ、第 637 刷のみ、第 638 刷のみ、第 639 刷のみ、第 640 刷のみ、第 641 刷のみ、第 642 刷のみ、第 643 刷のみ、第 644 刷のみ、第 645 刷のみ、第 646 刷のみ、第 647 刷のみ、第 648 刷のみ、第 649 刷のみ、第 650 刷のみ、第 651 刷のみ、第 652 刷のみ、第 653 刷のみ、第 654 刷のみ、第 655 刷のみ、第 656 刷のみ、第 657 刷のみ、第 658 刷のみ、第 659 刷のみ、第 660 刷のみ、第 661 刷のみ、第 662 刷のみ、第 663 刷のみ、第 664 刷のみ、第 665 刷のみ、第 666 刷のみ、第 667 刷のみ、第 668 刷のみ、第 669 刷のみ、第 670 刷のみ、第 671 刷のみ、第 672 刷のみ、第 673 刷のみ、第 674 刷のみ、第 675 刷のみ、第 676 刷のみ、第 677 刷のみ、第 678 刷のみ、第 679 刷のみ、第 680 刷のみ、第 681 刷のみ、第 682 刷のみ、第 683 刷のみ、第 684 刷のみ、第 685 刷のみ、第 686 刷のみ、第 687 刷のみ、第 688 刷のみ、第 689 刷のみ、第 690 刷のみ、第 691 刷のみ、第 692 刷のみ、第 693 刷のみ、第 694 刷のみ、第 695 刷のみ、第 696 刷のみ、第 697 刷のみ、第 698 刷のみ、第 699 刷のみ、第 700 刷のみ、第 701 刷のみ、第 702 刷のみ、第 703 刷のみ、第 704 刷のみ、第 705 刷のみ、第 706 刷のみ、第 707 刷のみ、第 708 刷のみ、第 709 刷のみ、第 710 刷のみ、第 711 刷のみ、第 712 刷のみ、第 713 刷のみ、第 714 刷のみ、第 715 刷のみ、第 716 刷のみ、第 717 刷のみ、第 718 刷のみ、第 719 刷のみ、第 720 刷のみ、第 721 刷のみ、第 722 刷のみ、第 723 刷のみ、第 724 刷のみ、第 725 刷のみ、第 726 刷のみ、第 727 刷のみ、第 728 刷のみ、第 729 刷のみ、第 730 刷のみ、第 731 刷のみ、第 732 刷のみ、第 733 刷のみ、第 734 刷のみ、第 735 刷のみ、第 736 刷のみ、第 737 刷のみ、第 738 刷のみ、第 739 刷のみ、第 740 刷のみ、第 741 刷のみ、第 742 刷のみ、第 743 刷のみ、第 744 刷のみ、第 745 刷のみ、第 746 刷のみ、第 747 刷のみ、第 748 刷のみ、第 749 刷のみ、第 750 刷のみ、第 751 刷のみ、第 752 刷のみ、第 753 刷のみ、第 754 刷のみ、第 755 刷のみ、第 756 刷のみ、第 757 刷のみ、第 758 刷のみ、第 759 刷のみ、第 760 刷のみ、第 761 刷のみ、第 762 刷のみ、第 763 刷のみ、第 764 刷のみ、第 765 刷のみ、第 766 刷のみ、第 767 刷のみ、第 768 刷のみ、第 769 刷のみ、第 770 刷のみ、第 771 刷のみ、第 772 刷のみ、第 773 刷のみ、第 774 刷のみ、第 775 刷のみ、第 776 刷のみ、第 777 刷のみ、第 778 刷のみ、第 779 刷のみ、第 780 刷のみ、第 781 刷のみ、第 782 刷のみ、第 783 刷のみ、第 784 刷のみ、第 785 刷のみ、第 786 刷のみ、第 787 刷のみ、第 788 刷のみ、第 789 刷のみ、第 790 刷のみ、第 791 刷のみ、第 792 刷のみ、第 793 刷のみ、第 794 刷のみ、第 795 刷のみ、第 796 刷のみ、第 797 刷のみ、第 798 刷のみ、第 799 刷のみ、第 800 刷のみ、第 801 刷のみ、第 802 刷のみ、第 803 刷のみ、第 804 刷のみ、第 805 刷のみ、第 806 刷のみ、第 807 刷のみ、第 808 刷のみ、第 809 刷のみ、第 810 刷のみ、第 811 刷のみ、第 812 刷のみ、第 813 刷のみ、第 814 刷のみ、第 815 刷のみ、第 816 刷のみ、第 817 刷のみ、第 818 刷のみ、第 819 刷のみ、第 820 刷のみ、第 821 刷のみ、第 822 刷のみ、第 823 刷のみ、第 824 刷のみ、第 825 刷のみ、第 826 刷のみ、第 827 刷のみ、第 828 刷のみ、第 829 刷のみ、第 830 刷のみ、第 831 刷のみ、第 832 刷のみ、第 833 刷のみ、第 834 刷のみ、第 835 刷のみ、第 836 刷のみ、第 837 刷のみ、第 838 刷のみ、第 839 刷のみ、第 840 刷のみ、第 841 刷のみ、第 842 刷のみ、第 843 刷のみ、第 844 刷のみ、第 845 刷のみ、第 846 刷のみ、第 847 刷のみ、第 848 刷のみ、第 849 刷のみ、第 850 刷のみ、第 851 刷のみ、第 852 刷のみ、第 853 刷のみ、第 854 刷のみ、第 855 刷のみ、第 856 刷のみ、第 857 刷のみ、第 858 刷のみ、第 859 刷のみ、第 860 刷のみ、第 861 刷のみ、第 862 刷のみ、第 863 刷のみ、第 864 刷のみ、第 865 刷のみ、第 866 刷のみ、第 867 刷のみ、第 868 刷のみ、第 869 刷のみ、第 870 刷のみ、第 871 刷のみ、第 872 刷のみ、第 873 刷のみ、第 874 刷のみ、第 875 刷のみ、第 876 刷のみ、第 877 刷のみ、第 878 刷のみ、第 879 刷のみ、第 880 刷のみ、第 881 刷のみ、第 882 刷のみ、第 883 刷のみ、第 884 刷のみ、第 885 刷のみ、第 886 刷のみ、第 887 刷のみ、第 888 刷のみ、第 889 刷のみ、第 890 刷のみ、第 891 刷のみ、第 892 刷のみ、第 893 刷のみ、第 894 刷のみ、第 895 刷のみ、第 896 刷のみ、第 897 刷のみ、第 898 刷のみ、第 899 刷のみ、第 900 刷のみ、第 901 刷のみ、第 902 刷のみ、第 903 刷のみ、第 904 刷のみ、第 905 刷のみ、第 906 刷のみ、第 907 刷のみ、第 908 刷のみ、第 909 刷のみ、第 910 刷のみ、第 911 刷のみ、第 912 刷のみ、第 913 刷のみ、第 914 刷のみ、第 915 刷のみ、第 916 刷のみ、第 917 刷のみ、第 918 刷のみ、第 919 刷のみ、第 920 刷のみ、第 921 刷のみ、第 922 刷のみ、第 923 刷のみ、第 924 刷のみ、第 925 刷のみ、第 926 刷のみ、第 927 刷のみ、第 928 刷のみ、第 929 刷のみ、第 930 刷のみ、第 931 刷のみ、第 932 刷のみ、第 933 刷のみ、第 934 刷のみ、第 935 刷のみ、第 936 刷のみ、第 937 刷のみ、第 938 刷のみ、第 939 刷のみ、第 940 刷のみ、第 941 刷のみ、第 942 刷のみ、第 943 刷のみ、第 944 刷のみ、第 945 刷のみ、第 946 刷のみ、第 947 刷のみ、第 948 刷のみ、第 949 刷のみ、第 950 刷のみ、第 951 刷のみ、第 952 刷のみ、第 953 刷のみ、第 954 刷のみ、第 955 刷のみ、第 956 刷のみ、第 957 刷のみ、第 958 刷のみ、第 959 刷のみ、第 960 刷のみ、第 961 刷のみ、第 962 刷のみ、第 963 刷のみ、第 964 刷のみ、第 965 刷のみ、第 966 刷のみ、第 967 刷のみ、第 968 刷のみ、第 969 刷のみ、第 970 刷のみ、第 971 刷のみ、第 972 刷のみ、第 973 刷のみ、第 974 刷のみ、第 975 刷のみ、第 976 刷のみ、第 977 刷のみ、第 978 刷のみ、第 979 刷のみ、第 980 刷のみ、第 981 刷のみ、第 982 刷のみ、第 983 刷のみ、第 984 刷のみ、第 985 刷のみ、第 986 刷のみ、第 987 刷のみ、第 988 刷のみ、第 989 刷のみ、第 990 刷のみ、第 991 刷のみ、第 992 刷のみ、第 993 刷のみ、第 994 刷のみ、第 995 刷のみ、第 996 刷のみ、第 997 刷のみ、第 998 刷のみ、第 999 刷のみ、第 1000 刷のみ、第 1001 刷のみ、第 1002 刷のみ、第 1003 刷のみ、第 1004 刷のみ、第 1005 刷のみ、第 1006 刷のみ、第 1007 刷のみ、第 1008 刷のみ、第 1009 刷のみ、第 1010 刷のみ、第 1011 刷のみ、第 1012 刷のみ、第 1013 刷のみ、第 1014 刷のみ、第 1015 刷のみ、第 1016 刷のみ、第 1017 刷のみ、第 1018 刷のみ、第 1019 刷のみ、第 1020 刷のみ、第 1021 刷のみ、第 1022 刷のみ、第 1023 刷のみ、第 1024 刷のみ、第 1025 刷のみ、第 1026 刷のみ、第 1027 刷のみ、第 1028 刷のみ、第 1029 刷のみ、第 1030 刷のみ、第 1031 刷のみ、第 1032 刷のみ、第 1033 刷のみ、第 1034 刷のみ、第 1035 刷のみ、第 1036 刷のみ、第 1037 刷のみ、第 1038 刷のみ、第 1039 刷のみ、第 1040 刷のみ、第 1041 刷のみ、第 1042 刷のみ、第 1043 刷のみ、第 1044 刷のみ、第 1045 刷のみ、第 1046 刷のみ、第 1047 刷のみ、第 1048 刷のみ、第 1049 刷のみ、第 1050 刷のみ、第 1051 刷のみ、第 1052 刷のみ、第 1053 刷のみ、第 1054 刷のみ、第 1055 刷のみ、第 1056 刷のみ、第 1057 刷のみ、第 1058 刷のみ、第 1059 刷のみ、第 1060 刷のみ、第 1061 刷のみ、第 1062 刷のみ、第 1063 刷のみ、第 1064 刷のみ、第 1065 刷のみ、第 1066 刷のみ、第 1067 刷のみ、第 1068 刷のみ、第 1069 刷のみ、第 1070 刷のみ、第 1071 刷のみ、第 1072 刷のみ、第 1073 刷のみ、第 1074 刷のみ、第 1075 刷のみ、第 1076 刷のみ、第 1077 刷のみ、第 1078 刷のみ、第 1079 刷のみ、第 1080 刷のみ、第 1081 刷のみ、第 1082 刷のみ、第 1083 刷のみ、第 1084 刷のみ、第 1085 刷のみ、第 1086 刷のみ、第 1087 刷のみ、第 1088 刷のみ、第 1089 刷のみ、第 1090



皆さんこんにちは! 広報・監察部副部長の永野です。元自衛官の経歴から、大和魂を胸に日々県内を動き回っています。

このコーナーは、会員の皆様への取材活動を通じて、後方から支援していく後方支援と広報を掛けた、事務所訪問を通じて会員の皆様を応援していくコーナーです!

コーナー開始から早1年! 最後までどうぞよろしくお願いいたします。

さて、今回取材で伺ったのは、金沢支部から程野京子先生と杉本圭司先生のお二人です。

ほどの きょうこ

程野 京子 先生
行政書士程野京子事務所

程野先生は、昨年5月に登録され現在は会社を運営しながら二足のわらじでご活躍されております。そのお人柄から見た目通り(?)とても情熱にあふれており、熱い取材でした。

永野 程野先生、本日はお忙しい中ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

程野 とんでもないです! まさか私のところに来られるとは夢にも思いませんでした(汗)こちらこそよろしくお願いいたします!

Q1 メインとされている業務について教えてください。

程野 「特にコレ!」と定めてなくて、来るご相談に基本的に応えるスタンスです。年内に丁種封印の取得を目指して自動車業務にも力を入れたいのですが、法人・会社設立業務や補助金申請業務、またコスモス石川に入会もしているので成年後見、建設業、申請取次等、現在とにかく幅広く様々な経験を積みたくと思っています。

Q2 行政書士になった理由について聞かせてください。

程野 自分で会社を設立した経験から、「今度は事業者さんに対し自分が仕事として役に立てないか?」を考えたときに、昔取得していた行政書士資格を活かしたいと考えたからです。さらに言えば行政書士は紛争に介入しないのでその点も魅力的でした。

永野 実体験に基づき、それまで温めていた資格を活かしたいと見出したわけですね。

Q3 これまでの最大のピンチについてどのように乗り越えたか教えてください。

程野 ピンチについては、初期は全く仕事がないことがきつかったです。そんな中、先輩方にたくさんアドバイスをいただき、全て素直に受け止めて今日まで駆け抜けてきました。

永野 真摯な姿勢が依頼者や相談者にも伝わり、業務に繋がってきたのかもしれないですね。

程野 来る仕事が始めてづくしなので、とにかく前に進むしかない気持ちで頑張ってきました。アドバイスいただいた先輩方にはこの場をお借りして御礼申し上げます。

Q4 行政書士として、最も大切にしていることを教えてください。

程野 法令順守の精神です。そして何よりも「初心を忘れない」ことです。去年の総会時に隣席となった先生とお話しさせてもらい、そこから一気に人間関係が広がって多くの先生方と繋がれて本当に救われました。その恩返しとして、「恩送りの精神」をもって動いていくことを大切にしています!

永野 意識することもなかなか難しい実践をされていて凄いです! 私も見習わせていただきます。

Q5 最後に、これからの目標について教えてください。

程野 とにかく先輩方、同期の先生方に心からの感謝でいっぱいです。年下の先輩方も多く本当に尊敬しています。これからの目標としても、自分もそのような憧れの先輩になれるように同業者として恥ずかしくない立派な行政書士を目指していきたいです!!

永野 とても素晴らしい目標だと思います。

程野先生は終始快活で、笑顔の絶えない取材でした。一方のお弁当開発の事業ではミリオンスタジアムに入りておられます。趣味は野球観戦で、石川ミリオンスターズの大大ファンとのことですが、行政書士としても選手へのコンプラ研修の講師をしておられます!

話は尽きず誌面に収まらないのが悔やまれます。機会があれば是非またお聞きしたいです。



石川ミリオンスターズのマスコット・スタ坊と



事務所・会社案内

すぎもと けいじ
杉本 圭司 先生
福たろう行政書士事務所

続く取材は同じく金沢支部の杉本圭司先生です。今年度は本会理事として総務・経理部員兼業務部員として、日々本会活動とご自身のお仕事に打ち込んでおられます。

そして本日(取材日)は業務部の活動中のため本会会議室で待機時間を利用してご対応いただきました。

永野 本日はお忙しい中ご対応いただきありがとうございます(汗)。どうぞよろしくお願いいたします。

杉本 本当に来るとは(笑)。よろしくお願いします。

Q1 登録年月日と、メインとしている業務について教えてください。

杉本 令和3年6月15日です。メイン業務は建設業関連ですね。

永野 なるほど。最初に受任されたのも建設業でのお仕事ですか？

杉本 はい。大工をしている同級生が親父さんの後を継ぐことになりそのときにですね。

Q2 なぜ行政書士になろうと思ったのか教えてください。

杉本 人生に追い込まれたから！

永野 !?

杉本 実家が飲食店なんだけど子供の頃から継ぐのが嫌でね…。長くサラリーマンをしてそのあとも建設業をやったり、その頃に一念発起して行政書士試験に挑戦しました。

永野 何か行政書士に触れるキッカケがあったのですか？

杉本 私なりに納得のいかない経験がサラリーマン時代や親子関係で少なからずありまして、自分で調べ始めたのがキッカケです。

永野 色々な逆境を乗り越えて、立ち向かう精神が正に初心となった訳ですね！

Q3 事務所の特徴・強み・PRポイントなどがあれば教えてください。

杉本 特になし！しいて言うなら、完全出張型でどこにでも伺うフットワークの強さかな。

永野 そういえば、事務所の名称も特徴的で気になります。

杉本 ここでは内緒(笑)。個別に答えるようにしてる。

永野 なるほど(苦笑)。

Q4 行政書士として、最も大切にしていることを教えてください。

杉本 依頼人にとってのベストを尽くすことです。勿論スピード感も大事。例えば相続業務でも、進める順序を誤ると却って不利益を被ることになるし、依頼人にとってベストな将来を見据えた考動が求められる。そのために「もう一歩前へ踏み込み傾聴する力」「真に誠実な伴走」を心掛けてます。

永野 そう言った姿勢から、社会で困っている方へ寄り添う現在の杉本先生が在るわけですね。

杉本 普段チャラっとしてるけど、意外とキリッとしてるのよ(笑)。

Q5 最後に、これからの目標としていることを教えてください。

杉本 現在行政書士登録して6年目ですが、事業を安定させていけるように頑張っていきます。ありきたりな言い方かもしれないけど、そのためにはやはり初心を忘れることなく日々全力で仕事と向き合っていきます。

永野 シンプルだけど、大事なことだと私も思います。

取材を通じて、杉本先生はとても漢気あふれる方だなという印象で、誌面では書き切れない程のエピソードをたくさん聞かせていただきました。



無料相談会終了後の様子



取材当日の様子



趣味はバックカントリー(立山・今年3月)

お二人に共通するのは、初心を忘れない精神と、周囲への配慮の心だと感じました。私もあらためて自分を顧みることができました。

これからも共に石川県行政書士会を盛り上げていきたいと思っています。両先生ともお忙しい中取材ご対応ありがとうございました。

被災会員インタビュー 2度の能登半島地震を経験して ～中谷政子会員(志賀町)～

会報グループリーダー 前川 仁恵



中谷 政子会員の紹介

所 属 七尾支部
登 録 平成16年6月1日
事務所 羽咋郡志賀町笹波
ウの180番地

Q1 行政書士には平成16年6月の登録ですが、 行政書士になるまでの経歴を教えてください。

入会前は、富来町役場で仕事をしていました。

Q2 行政書士を目指すきっかけ等を教えてください。

長年、地方行政で行政サービスの提供をしていましたので、行政書士として町民の皆様にも少しでも恩返しができればとの思いで登録しました。

Q3 登録後、太田勉先生の事務所に通われたり、 金沢市の女性行政書士の先生とも一緒に仕事 されたりしたということですが、その経緯等 をお聞かせください。

行政書士の登録をしたのですが、実際には行政書士の仕事はどのようなものがあるか把握できておらず、志賀町で長年行政書士をされている太田先生の事務所へ暫く通いながら仕事を教えていただきました。

その後には、金沢市の女性行政書士の下出先生、山本先生(現在は退会)とも一緒に仕事をすることもありました。

Q4 現在の取り扱い業務はどのような業務になりますか。

現在は、車の登録が主な業務です。以前は農転や建設業の経審も行っていたのですが、ペースを落として仕事をしています。

Q5 「平成19年(2007年)能登半島地震」と「令和6年能登半島地震」の2度被災されましたが、ご自宅の状況は、どのような様子でしたか、また現在、自宅はどのような状況ですか。

平成19年の地震では蔵が壊れ解体しました。家の屋根の瓦がガタガタと落ちたり、引き戸が飛んだり、事務所のPCやプリンターが落ちる、エアコンも落下、台所では茶碗が棚から飛び出す、お風呂もひびが入るなど大変でしたが、幸いにも建物としては大丈夫でした。

田舎の建物で部屋と部屋との間に柱がない構造のため、ボランティアで大工をされている方が柱を1本余分に入れてくれてありがたかったです。

今回の地震では、家の1階の平屋になっている角の1部屋だけが無事で、避難所である防災センターへは行きませんでした。現在でもこちらで暮らしております。2階屋根の瓦が重くて地震の2年前に瓦を葺き替えましたが、その瓦もずれ落ちました。納屋は壊れ立入禁止です。建物の外のセメント部分が建物から離れており、現在でも土地が動いているのがわかります。電気は通っていますが、水道は2か月半ほど断水していたので、本家の親族から水を分けてもらいました。洗濯に関しては羽咋市や金沢市のコインランドリーへ出掛けていました。食事に関しては、避難所には行かず総菜などを買って自宅で食べていました。

現在は、家の中の片付けや家の外回りの手入れ(自宅とコンクリートに隙間ができていた箇所に石入りのセメントを流す、雑草とり)などを行っています。日中は気温も高いので、外の仕事は早朝5時過ぎから4時間ほどで切り上げています。

Q6 2度の地震に被災された現在、どのような思いをお持ちでしょうか。

平成19年と今回の地震では、2度にわたりボランティアの方々の協力をいただき、本当にありがたく感謝しています。前回の被災後に家の柱を1本入っていたかなければ、今回の地震では家の建物がどのようになっていたか想像が付きません。

また、後始末が本当に大変でした。農家もしておりますので納屋のものの処分、割れたお茶碗などのゴミの分別など、ボランティアの皆さんに協力していただきました。

被災して、約2年半が経ちますが、正直気持ちはまだ引きずったままで心は癒えていないです。先代が残

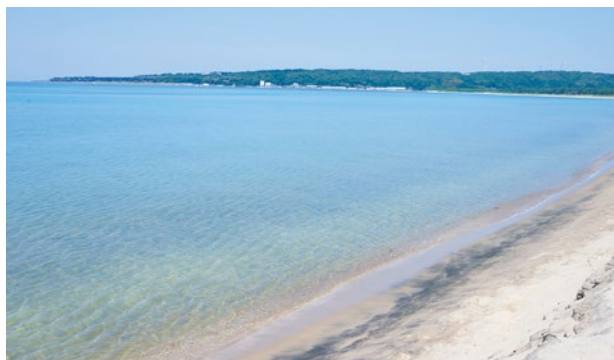
した輪島塗など価値のあるものは、震災前は財産でしたが震災後は全て要らなくなり、割れていないけれど処分してもらいました。また所有しているこの辺りの田や畑は二束三文で、負の財産になっています。この地域でも相続が放置されているように思います。

Q7 ほかに何かお伝えしたいこと等はございますか。

石川県行政書士会より、平成19年、令和6年の能登半島地震でお見舞金をいただきありがたく感謝しております。これを励みに、行政書士として少しでも町民、県民の皆様、そして行政書士会に貢献したいと思っています。



高爪山(能登富士)と小麦畑



増穂浦海岸(さくら貝等のとれる砂浜)



さくら貝



増穂浦に続く階段



機具岩(はたごいわ)

※写真提供:道の駅とぎ海街道 職員 小網様

※志賀町富来地区では、令和6年能登半島地震で震度7を記録し甚大な被害を受けましたが、幸いにもこれらの観光名所は被害を受けずに済みました。

災害復旧・復興支援業務について

業務部長 野村 薫・業務部 副部長 篠岡 隆史

被災事業者の再建に向けて — 広がる事業者支援の現場 —

発災から約2年半——復興の現在地

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震から、約2年半が経過しました。その後、同年9月には奥能登豪雨が発生し、復旧途上の地域が再び大きな被害を受けました。二度の災害を乗り越えるため、国、県、市町、関係機関、民間団体、地域住民などによる復旧・復興の取り組みが続けられています。

現在、道路、港湾などの公共インフラの応急復旧が進み、住まいや地域コミュニティ、農林水産業、観光業、伝統産業を含む「なりわい」の再建も前進しています。石川県が令和8年3月末時点で取りまとめた「石川県創造的復興プラン」の進捗状況では、全273の取り組みのうち約67%が「計画どおり」または「計画以上」と評価されています。

同プランの「能登の特色ある生業の再建」に関する進捗状況では、県が把握した能登6市町の事業者のうち、約9割が営業を再開し、本格的な営業再開に至った事業者は約7割とされています。営業再開が、そのまま震災前と同じ水準への回復を意味するわけではなく、施設・設備の復旧、人材確保、販路回復、資金繰りなどの課題が残されています。復興の進み方は地域や業種、個々の事業者によって異なり、それぞれの状況に応じた息の長い支援が必要です。

石川県行政書士会による事業者支援

石川県行政書士会では、石川県との委託契約に基づき、県内に事業所を有する被災事業者の健全な復興を目的として、災害復興に関する相談対応と申請書類の作成補助を行っています。

被災事業者が支援制度を活用するには、自らに適した制度を見極め、要件や期限を確認して必要書類を整えなければなりません。被災後の混乱の中で、これらを自力で進めることは大きな負担となるため、当会会員が各拠点で支援を続けています。

金沢・珠洲・輪島へ広がる支援

当会は、令和6年2月19日から、のと里山空港内（令

和8年7月7日から、「のと里山ポケモン・ウィズ・ユー空港」になりました。）の「能登事業者支援センター」に相談員を派遣し、祝日を除く毎週月曜日から金曜日まで相談に対応しています。

相談内容は、利用できる制度、申請要件や必要書類、申請書の記載方法、復旧内容や見積書の整理など多岐にわたります。高齢の方やパソコン操作に不慣れな方、災害で事務機器や関係書類を失った方も少なくありません。そのため、事業者とともに状況を確認し、必要書類の整理と申請書類の作成を支援しています。

その後、支援拠点は金沢、珠洲、輪島へと広がりました。令和7年6月3日からは石川県庁内の「金沢事業者支援センター」で毎週火曜日・木曜日、同年7月2日からは珠洲商工会議所で毎週水曜日、同月7日からは輪島商工会議所で毎週月曜日に支援を行っています。複数の拠点を設けることで、奥能登の事業者に加え、金沢市内やその周辺に避難・移転している事業者にも対応しています。



輪島商工会議所



珠洲商工会議所

各拠点における支援実績

各拠点における支援対応数は、令和8年6月30日現在、次のとおりです。

支援拠点	支援開始日	活動日	延べ支援対応件数
能登事業者支援センター (のと里山空港内)	令和6年2月19日	毎週月曜日～金曜日 (祝日を除く)	1,364件
金沢事業者支援センター (石川県庁内)	令和7年6月3日	毎週火曜日・木曜日 (祝日を除く)	252件
珠洲商工会議所	令和7年7月2日	毎週水曜日	47件
輪島商工会議所	令和7年7月7日	毎週月曜日	52件
合 計	—	—	1,715件

これらの数字は、当会の活動量だけでなく、被災事業者が直面する課題の多さと、復興の現場で行政書士の専門性が継続的に求められていることを示しています。

制度と被災事業者をつなぐ行政書士

支援制度が設けられていても、その内容や要件を理解し、必要書類を整えることができれば、実際の事業再建にはつながりません。行政書士には、行政手続と書類作成の専門家として、複雑な制度を分かりやすく説明し、事業者ごとに必要な手続きと申請までの道筋を示す役割があります。

その役割は、書類作成の補助にとどまりません。事業者の話に耳を傾け、現在の課題や再建に必要なことを整理し、必要に応じて県、商工会議所、商工会などへつなぐことも重要です。1件1件の相談の先には、長年築かれた事業と人々の生活があり、その再建は雇用の維持や地域の再生にもつながります。

当会の支援は、制度と被災事業者をつなぎ、事業再建への歩みを後押しする取り組みです。行政書士には、一人ひとりの事情に寄り添い、ともに解決への道筋を探る「伴走者」としての役割が求められています。

継続的な支援に向けて

能登の復興が本格的な再建の段階へ進む中、事業計画の見直し、各種許認可、法人関係手続、契約関係の整理など、新たな課題が生じることも考えられます。当会には、事業者の状況と制度の変化を的確に把握し、行政や関係機関と連携しながら支援を続けることが求められます。

今後も、各拠点の相談事例や実務上の知見を会員間で共有し、相談員の確保・育成と対応力の向上を図り、持続可能な支援体制の構築に努めてまいります。

結びに

能登の復興は、今なお道半ばにあります。被災事業者が地域に根差した営みを取り戻し、その歩みを将来へつなぐためには、これからも息の長い支援が必要です。

石川県行政書士会は、今後も事業者一人ひとりに丁寧に向き合い、行政や関係機関と連携しながら、制度と事業者をつなぐ役割を着実に果たしてまいります。

最後に、各支援拠点で相談対応と申請書類の作成補助に携わっていただいた会員の皆様に、心より御礼申し上げます。能登地域の復興と被災事業者の再建に向け、今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



能登事業者支援センター

社会貢献事業部 災害復旧・復興支援活動報告

社会貢献事業部長 ● 東海林 勝

はじめに、令和6年元日に発生した能登半島地震から約2年半経過しましたが地域の復興には、まだまだ長期的な支援と取り組みが必要となっています。私たち石川県行政書士会は、被災地の復興に少しでも貢献できるよう、被災者支援制度の相談対応等を中心に、さまざまな支援活動を展開してきました。

これまでの活動に対し、会員の皆様方には多大なるご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本稿では、令和8年1月から現在までの活動内容や実績について、ご紹介いたします。

①石川県と石川県士業団体協議会の大規模災害等発生時における相談業務に関する協定に基づく支援活動

10士業(行政書士・弁理士・中小企業診断士・税理士・不動産鑑定士・司法書士・土地家屋調査士・弁護士・社会保険労務士・公認会計士)で構成する石川県士業団体協議会と建築士(能登復興建築人会議)が主催する合同相談会。能登各地で令和8年3月までは月2回、4月以降は月1回開催。

- ・令和8年1月17日(土) 穴水町さわやか交流館ブルー
- ・令和8年1月24日(土) 内灘町役場
- ・令和8年2月14日(土) 志賀町富来活性化センター
- ・令和8年2月21日(土) 能登町能登七見健康福祉の郷なごみ
- ・令和8年3月21日(土) 七尾市御祓地区コミュニティセンター
- ・令和8年3月28日(土) 内灘町役場
- ・令和8年4月18日(土) 珠洲市産業センター
- ・令和8年5月16日(土) 能登町役場
- ・令和8年6月20日(土) 志賀町文化ホール
- ・令和8年7月18日(土) 奥能登広域圏事務組合消防本部

②石川県と石川県行政書士会の災害協定に基づく支援活動

七尾市が複合施設パトリアに開設した震災に関する総合支援窓口(ワンストップ窓口)にて、七尾市や

石川県、全国の応援自治体の職員、行政書士などが共同で被災者支援制度に係る申請受付や申請サポート、相談などをワンストップで対応。行政書士は、主に住まい再建などの被災者支援制度に係る相談や申請サポート、建物の解体・撤去の際に生じた相続問題に関する相談対応などを実施。

- ・令和8年1月 5日(月)
- ・令和8年1月19日(月)
- ・令和8年1月26日(月)
- ・令和8年2月 2日(月)
- ・令和8年2月 9日(月)
- ・令和8年3月10日(火)
- ・令和8年3月24日(火)
- ・令和8年4月14日(火)
- ・令和8年4月28日(火)
- ・令和8年5月12日(火)
- ・令和8年5月26日(火)
- ・令和8年6月 2日(火)
- ・令和8年6月16日(火)
- ・令和8年7月 7日(火)
- ・令和8年7月21日(火)



専門家による合同無料相談会(七尾市御祓地区コミュニティセンター)

③総務省石川行政評価事務所の協力要請に基づく支援活動

総務省石川行政評価事務所に令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨で被災された方からのご相談をお受けするために開設する特別行政相談所(同事務所、行政書士、行政相談委員などが相談員として対応する相談所)や災害合同相談所(国や地方

公共団体の行政機関、行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、建築士、税理士などの士業、独立行政法人住宅金融支援機構などが相談員として対応する相談所)に協力し、同相談所の開設や相談員対応などの支援を実施。

- ・特別行政相談所:令和8年1月19日(月)七尾市役所
- ・特別行政相談所:令和8年1月23日(金)金沢福祉用具情報プラザ
- ・特別行政相談所:令和8年2月16日(月)七尾市役所
- ・特別行政相談所:令和8年2月20日(金)金沢福祉用具情報プラザ
- ・災害合同相談所:令和8年3月15日(日)七尾市矢田郷地区コミュニティセンター
- ・特別行政相談所:令和8年4月24日(金)金沢福祉用具情報プラザ
- ・特別行政相談所:令和8年5月12日(火)輪島市役所
- ・合同行政相談所:令和8年6月4日(木)白山市福祉ふれあいセンター
- ・災害合同相談所:令和8年6月7日(日)能登町役場内浦総合支所
- ・特別行政相談所:令和8年6月19日(金)金沢福祉用具情報プラザ
- ・特別行政相談所:令和8年7月15日(水)輪島市役所門前総合支所
- ・特別行政相談所:令和8年7月24日(金)金沢福祉用具情報プラザ

④能登町の協力要請に基づく支援活動

能登町が開設する専門家による無料合同相談会に能登復興建築人会議(建築士)や弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、住宅金融支援機構、石川県工務店協会が協力し、相談員として共同で相談対応を実施。



災害合同相談所(能登町役場内浦総合支所)

- ・令和8年1月31日(土)能登町役場
- ・令和8年4月25日(土)能登町やなぎだ第1団地集会所

⑤石川県健康福祉部厚生政策課および石川県社会福祉協議会の協力要請に基づく支援活動

石川県および石川県社会福祉協議会が被災者見守り・相談支援等事業を実施するにあたり、同県および同協議会が設置した石川県地域支え合いセンターからの協力要請に基づき石川県士業団体協議会の構成団体の専門家(行政書士・弁理士・中小企業診断士・税理士・不動産鑑定士・司法書士・土地家屋調査士・弁護士・社会保険労務士・公認会計士)が相談員として相談等の対応支援を随時実施。

能登半島地震による被害は、住宅の倒壊や道路・インフラの損傷だけでなく、各種行政手続きの遅延など、多方面に及びました。特に、被災者の生活再建に向けての支援制度の多様化、被災事業者の事業再開に伴う様々な補助金活用、許認可申請など、行政の支援体制の強化と円滑化が求められています。

行政書士の役割は、これらの行政手続きの支援を通じて、被災者や被災事業者の負担を軽減し、地域の早期復興を促進することにあります。具体的には、被災者の生活再建における各種申請手続き、被災事業者の事業再開に必要な補助金活用や許認可支援、さらには被災者支援制度の周知など、幅広い取り組みを行ってきました。

発災から約2年半が経過し、インフラの復旧が進む一方で、本格的な工事や生業の立て直しは道半ばです。今後も石川県行政書士会として、相談支援を通して復興に寄与していきたいと思っています。



特別行政相談所(輪島市役所門前総合支所)

日本行政書士会連合会近畿地方協議会の防災啓発イベントin奈良県

社会貢献事業部 副部長 ● 今井 邦彦

はじめに

日本行政書士会連合会近畿地方協議会では、令和8年3月18日(水)に奈良市西部会館にて「防災啓発イベント(災害に備えて行政書士が担うべきこと～防災および被災者支援・復興の伴走者として～)」を開催いたしました。本防災啓発イベントに石川県行政書士会もお声がけいただき、本防災啓発イベントの基調講演にて当会の向井隆郎会長が講師を務め、またフォーラムにてコメンテーターとして登壇するなど、当会も本防災啓発イベントに参加いたしました。

災害発生時に行政書士が果たす役割は多様化・高度化し、発災後の罹災証明申請支援や生活・住まい再建支援、もしもの場合に備えた事業継続計画(BCP)策定支援など、住民や事業者の生活・経済活動の再建において、その専門性が求められる場面が増えております。

本防災啓発イベントは、発災時における行政書士および行政書士が果たすべき社会的責任を共有するとともに、関係団体と共に防災意識を高め、令和6年能登半島地震発生後の石川県の実情を参考に、行政書士の役割を確認し、実践的な防災啓発を図ることを目的に開催されました。本防災啓発イベントには、同協議会所属の奈良県行政書士会、大阪府行政書士会、京都府行政書士会、滋賀県行政書士会、兵庫県行政書士会、和歌山県行政書士会の会員のほか、奈良県内の自治体や福祉団体、社会福祉士、一般の方など延べ267名の方が参加し、盛況を呈しました。

以下にて本防災啓発イベントの概要をご報告申し上げます。

【日本行政書士会連合会近畿地方協議会の防災啓発イベント】

1. 防災啓発イベントの開催概要

- ・名称: 災害に備えて行政書士が担うべきこと
～防災および被災者支援・復興の伴走者として～
- ・日付: 令和8年3月18日(水)
- ・場所: 奈良市西部会館(住所: 奈良県奈良市学園南三丁目1番地の5)
- ・主催: 日本行政書士会連合会近畿地方協議会
- ・後援: 奈良県、奈良市、生駒市、天理市、宇陀市、広陵町、明日香村
- ・参加者: 267名

2. レセプション

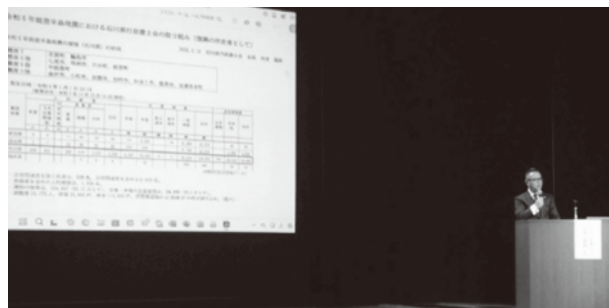
- ・内容: 防災・減災に関するパネルの展示やパンフレットの配布、非常食体験(備蓄用非常食おにぎり、災害用保存食ようかん、長期保存水の非常食試食会など)を通じて、災害への備えや被災後の生活手段の確保について
- ・協力: 市民生活協同組合ならこープ

3. 基調講演

- ・内容: 令和6年能登半島地震における石川県の現場の実情と行政書士および行政書士会の役割について

令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨における石川県の被害状況や石川県行政書士会による取り組み(安否確認など被災会員への対応、被災者・被災事業者・被災自治体への支援活動など)に関する講演

- ・講師: 石川県行政書士会 向井隆郎会長



防災啓発イベントの基調講演

4. フォーラム

- ・内容: 日本行政書士会連合会近畿地方協議会所属の各单位会災害対策担当者による(1)災害対策に向けた取り組みや課題、懸案事項についての意見交換、(2)被災現場で最も苦勞された問題などを提示し、それらの打開策や克服方法についてのブレインストーミング形式での討論
- ・ファシリテーター: 奈良県行政書士会 稲本太一会長
- ・コメンテーター: 石川県行政書士会 向井隆郎会長
- ・パネリスト: 大阪府行政書士会の濱田典子氏、京都府行政書士会の岡智子氏、滋賀県行政書士会の奥

野慎太郎氏、兵庫県行政書士会の星山潤三氏、和歌山県行政書士会の中島正樹氏

・進行役：奈良県行政書士会 廣見聡子副会長



防災啓発イベントのフォーラム

5. 分科会

分科会では、災害に対する取り組みについて、3つ(A・B・C)のテーマを考察する講習会が開催されました。

(1) 分科会(テーマA)

- ・内容：令和6年能登半島地震の支援活動を振り返って

奈良市が応援自治体として支援活動した石川県鳳珠郡穴水町での被害認定調査、罹災証明書発行業務に関する講義

- ・講師：奈良市総務部市民税課、資産税課職員

(2) 分科会(テーマB)

- ・内容：事業継続計画(BCP)策定支援について
災害などの緊急事態において事業の継続もしくは早期復旧を可能とするための事業継続力強化計画の認定制度、策定支援に関する講義

- ・講師：兵庫県行政書士会 大橋忠司氏

(3) 分科会(テーマC)

- ・内容：発災後の迅速な生活再建支援の実践について

令和6年能登半島地震発生当初、令和6年奥能登豪雨による二重被災など、フェーズごとの課題や被災者の困りごと、その解決に向けた支援活動の内容及び注意点について、主に広域避難者への対応・支援活動、被災者の生活再建・住まい再建への取り組み・支援活動(罹災証明書、公費解体・自費解体費用償還制度、被災者生活再建支援法など各種支援制度)の観点からの講義

- ・講師：石川県行政書士会 今井邦彦



防災啓発イベントの分科会

結びに

本防災啓発イベントの懇親会にもお招きいただき、奈良県行政書士会の稲本太一会長、兵庫県行政書士会の本田圭会長、滋賀県行政書士会の奥野慎太郎会長、大阪府行政書士会の濱田典子副会長、和歌山県行政書士会の中島正樹副会長、京都府行政書士会の岡智子氏や河南昭子氏、奈良県行政書士会の林紫乃氏や中村としみ氏など、日本行政書士会連合会近畿地方協議会の皆様より貴重なお話を拝聴し、また交流や意見交換など素晴らしい機会を頂戴し、親しくお話しさせていただいたこと、そして、皆様のお心遣いに心より感謝申し上げます。



防災啓発イベントの懇親会

埼玉県行政書士会浦和支部の親睦旅行in石川県 ～令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨で被災した石川県を応援！～

社会貢献事業部 副部長 今井 邦彦

埼玉県行政書士会浦和支部では、令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨で被災した石川県を応援したいというお気持ちから石川県への親睦旅行を企画され、令和8年7月25日(土)26日(日)に石川県へご来訪くださいました。

埼玉県行政書士会浦和支部等の御一行様は、この親睦旅行にて石川県内の観光のほか、被災地のご視察や石川県主催「旅して応援、能登」のイベント「いしかわ震災学習プログラム(のとじま水族館の営業再開に向けた奮闘と再建)」をご体験され、懇親会には当会の向井会長等をお招きくださり、また、懇親会に先立ち、埼玉県行政書士会の木村宏政会長、同会浦和支部の山崎智博支部長および栗原崇広報部長、同会大宮支部の川崎雅彦支部長と当会の向井会長、後総務・経理部長、今井社会貢献事業部副部長で災害支援活動(埼玉県行政書士会の取り組み、当会の取り組みや被災者・被災事業者・被災自治体支援活動等)に関する交流・意見交換会を実施いただきました。そして、同会浦和支部の山崎支部長より石川県への応援メッセージもお寄せいただきましたので、その応援メッセージを右記にてご紹介いたします。

本親睦旅行を企画し、ご来訪くださいました埼玉県行政書士会浦和支部の山崎支部長および同支部の皆様をはじめ、ご同行されました埼玉県行政書士会の木村会長、同会大宮支部の川崎支部長に、心より感謝申し上げます。

なお、当会では、令和6年能登半島地震の発生に際しお寄せいただいた義援金(埼玉県行政書士会、同会浦和支部、同会大宮支部等)は、被災した当会会員に見舞金としてお渡しし、また同会浦和支部より令和6年3月にお寄せいただいたレトルトカレーは、当会の能登地方の会員にお渡しさせていただきました。

皆様よりお寄せいただいたご支援とお心遣い、そして心温まる応援メッセージに、重ねてお礼申し上げ、これを機に、さらなる交流等を深めさせていただきますと幸いに存じます。



交流・意見交換会



集合写真

埼玉県行政書士会浦和支部から応援メッセージ

NOTO, NOT ALONE !!

埼玉県行政書士会浦和支部
支部長 山崎 智博

このたび浦和支部は念願であった石川県への訪問を実現し、皆様と直接交流する機会を得ました。その節は温かく迎えていただき、心より御礼申し上げます。

令和6年元日の震災報道に接した衝撃は、今も強く胸に残っています。何もできない歯痒さを抱えながら、「忘れていない」という思いをお伝えしたくて、支部として毎年義援金をお送りし続けてまいりました。今回ようやく現地を訪れ、皆様の奮闘の様子を自らの目で確かめることができたことは、支部にとって大きな節目であり、支部長としても大変感慨深いことであります。

向井会長をはじめ石川会の皆さまから伺った復旧・復興の取り組みは、行政書士としての使命感と地域への深い思いに支えられた力強い実践そのものでした。特に相談会で被災者の困難を丁寧に把握し、単なる手続き支援を超えて、制度や運用の改善を行政に働きかけていく姿勢には強い「行政書士の矜持」が感じられ、深い感銘を受けました。「行政書士がそこにいることで救われる方々がいる」という事実を改めて実感いたしました。

私たちは被災者の皆様に直接手を差し伸べることはできませんが、石川会の皆さまを応援し続けることで、間接的にでも力になればと願っています。復興の道のりはまだ続きますが、浦和支部は今後も皆様と共に歩み、支え合う仲間でありたいと心から思っております。

どうかこれからも共に頑張ってください！

特定行政書士研修・考査実施対策特別委員会 委員長 寺分 努

本年1月1日から、改正行政書士法が施行されました。今回の改正は、行政書士制度のこれからを考える上で、大きな節目となるものです。中でも注目したいのが、特定行政書士による行政不服申立手続の業務範囲が大きく広がったことです。

これまで特定行政書士が行政不服申立ての代理を行うためには、「行政書士が作成した許認可申請書類等」に係るものであること、いわゆる「前段階関与」の要件がありました。しかし今回の改正により、この要件が撤廃され、「行政書士が作成することができる許認可申請書類等」に係る不服申立てであれば、特定行政書士が広く代理できるようになりました。許認可申請から、その結果に対する権利救済までを見据えて依頼者を支援する道が開かれたことになります。

ここで思い浮かぶ言葉があります。「鯉口を切る」という言葉です。「鯉口を切る」とは、刀の柄に手を掛け、鞘の口を少し緩め、必要となれば直ちに刀を抜ける状態にすることをいいます。

今回の法改正は、まさに特定行政書士制度が「鯉口を切った」状態ともいえるのではないのでしょうか。制度を実際に生かすかどうかは、私たち行政書士自身に委ねられています。

令和8年4月1日現在、特定行政書士は全国約5万4千人の行政書士のうち約6千人、約11%にとどまっています。また、特定行政書士が存在する市区町村は全国1,741のうち868、カバー率は49.9%です。日行連では、少なくとも全ての市に一人以上の特定行政書士が存在する体制を目指すとともに、総数についても早期に1万人、さらに2万人規模へ拡大していく必要があるとしています。

これは、私たち石川県行政書士会にとっても他人事ではありません。

石川県には、金沢市を中心とする都市部から加賀・能登まで、それぞれ異なる地域事情があります。とりわけ能登では、震災からの復旧・復興が続く中、暮らしや事業の再建、各種許認可、土地利用、相続など、行政手続と密接に関わる課題が数多くあります。そのようなとき、「まず行政書士に聞いてみよう」と思っただけの存在が地域にいること、行政庁の判断に疑問が生じた場合、その先の権利救済まで考えられる特定行政書士がいることにも大きな意味があります。

行政書士は、行政と県民との間に立つ「橋渡し役」です。その橋が金沢だけでなく、能登にも加賀にも架かっ

ていることこそ、地域に根差す行政書士、そして石川会の強みだと思います。

もちろん、「行政不服申立ての仕事が実際にどれほどあるのか」「研修を受けても費用対効果が見込めないのではないか」と考える会員もいるでしょう。

『日本行政』6月号掲載記事でも、行政不服申立てのみで事務所経営を維持することは現実的ではないとしつつ、その意義は、国民の権利利益の実現に資する専門的能力の向上にあるとしています。

行政不服審査制度を学ぶことは、日頃の許認可業務をもう一段深く考えることにもつながります。「なぜこの書類が必要なのか」「行政庁は何を根拠に判断しているのか」「もし不利益な判断がされたら、どこを検討すべきなのか」。こうした視点は、不服申立てを受任するかどうかにかかわらず、日常の申請業務の質を高めてくれるはずです。

今回の改正によって、制度としての「鯉口」は切られました。しかし、鯉口を切っただけでは何も変わりません。必要なときに制度を使いこなす、依頼者のために一歩踏み出せる人材がいて、初めて法改正は県民にとって意味のあるものになります。

特定行政書士が増えるということは、単に業務を取り扱える会員が増えるということではありません。行政庁の判断を法的な視点から検討できる会員が増え、会員同士で知識や経験を共有できる土壌が厚くなることでもあります。県内各地域にその担い手がいて、必要に応じてつながり、支え合うことができれば、石川会全体としての対応力も高まります。

特定行政書士になることはゴールではなく、新たなスタートです。付記後も研鑽を重ね、実務能力を高めていく。その積み重ねが一人ひとりへの信頼となり、石川会全体への信頼につながっていくものと考えます。

法改正によって「鯉口」は切られました。次に一歩を踏み出すのは、私たち自身です。石川会において一人でも多くの会員が特定行政書士への一歩を踏み出し、その力が県内各地で県民の権利利益を守る力へとつながっていくことを期待します。



自動車・運輸関係業務研究会 代表世話人 上岡 壮一

行政書士法の一部を改正する法律(令和7年法律第65号)が令和8年1月1日から施行されたことに伴い、当研究会が研究対象としている業務への影響についてまとめてみました。

最初に当研究会が扱う「自動車・運輸関係業務」にどんな業務が含まれるかを紹介します。まず、とても身近な手続きとして下記①～③の登録関連業務があります。

①普通車の登録申請業務：普通車の新車登録、名義変更、廃車などの運輸支局における登録申請と県税事務所への自動車税申告

②軽自動車の申請業務：軽自動車の新規検査、名義変更、廃車などの軽自動車検査協会における申請と市町村への軽自動車税申告

③自動車保管場所証明(車庫証明)申請業務：自動車保管場所を管轄する警察署への証明申請(軽自動車は保管場所届出)

この①～③の業務の特徴は、行政書士が扱う他の申請業務と比べ、さほど時間がかからない手続きです。

「自動車・運輸関係業務」に含まれる他の業務では、主に運輸支局を窓口とする運輸関係業務があります。例えば、緑ナンバーの車による運送事業の許可申請(バスやタクシーなどの人を運ぶ事業、トラックなどの物を運ぶ事業)、黒ナンバーの車による運送事業の届出(軽自動車で物を運ぶ事業)、レンタカー業の許可申請などです。

運輸関係業務のうち、特に緑ナンバーの運送事業に係る申請はかなり複雑です。一方、軽貨物(黒ナンバーの車による運送事業)の届出は、事業者本人が直接手続きするケースが多いと思われます。

今回の法改正で影響を感じたのは、前述①～③の

登録関連業務の扱いです。この業務は、社会全体での需要が常に取り、毎日膨大な数の申請が行われている分野であります。一見すると行政書士の需要も多い分野に思えますが、これまでの現状はというと、自動車販売店や整備業者が、行政書士の関与なしに扱うケースが多かったと思われます。

余談ですが、登録関連業務を除く「自動車・運輸関係業務」に関しては、法改正の影響はほとんどなかったようです。その理由は、他の業務は登録関連業務よりも複雑なため、そもそも行政書士が関与することが一般的な分野だったからと思われます。

話は戻り、前述①～③の登録関連業務の扱いに関し、法改正の影響をどの程度感じたかについて、当研究会の会員や登録関連業務に携わっている方に聞いてみたところ、「自動車関連の業者さんからの問い合わせは結構あった」ということでした。つまり、これまで行政書士の関与なしに登録関連業務を扱っていた自動車販売店や自動車整備業者が、今回の行政書士法改正をかなり気にした様子です。10件程の販売店等からの問い合わせがあったという回答も複数ありました。私個人についてはそこまでの問い合わせ件数は無かったものの、日頃お付き合いのある司法書士から「知り合いの車屋さんが、問い合わせのできる行政書士を探している。」との連絡があったり、既存の取引先から法改正についての詳細を尋ねられたりしました。自動車業界全体にはインパクトを与える改正だったようです。



ただ今回の法改正を機に、行政書士に関与してもらった販売店や整備業者が増えたかという、「若干増えたけれども、爆発的に増えたとは言えない」という回答が多かったです。一方で興味深いのは、他県の事例も含め、運輸支局に近い行政書士事務所ではかなり業務が増えたという話を聞きました。法改正を意識した自動車関連業者が、地理的に使いやすい事務所を活用したためと予想されます。

ここからは私見となりますが、自動車の登録関連業務を行政書士の関与なしで扱う自動車関連業者がまだまだ多い理由、および行政書士としてそのような業者さんとどのように関わっていけるのかを考察してみます。

お客様が行政書士に何かの業務を依頼する理由は「自分では分からないことを行政書士なら分かっているから」とか「行政書士に頼めば、時間やエネルギーが節約できるから」とか「行政書士に頼めば、申請に失敗してしまうリスクを回避できるから」といった理由が考えられます。しかし、登録関連業務については、自動車関連業者からすると、これらの理由にヒットするものが無いのかもしれませんが。まず考えられるのは、行政書士が扱う他の申請業務と比較すると、登録関連業務は比較的簡易な業務であることです。毎月数件でも登録業務を扱っていれば、レアケース以外の登録業務には慣れます。しかも外注で書類作成を頼まないといけなく困る件数でもなければ、わざわざ外注で頼む気にならないでしょう。扱う登録件数が少ない事業者(しかも車検などで毎日運輸支局に行く事業者)から見ると、時間やエネルギーの節約という面でも、行政書士に依頼するメリットを感じられないのかもしれません。

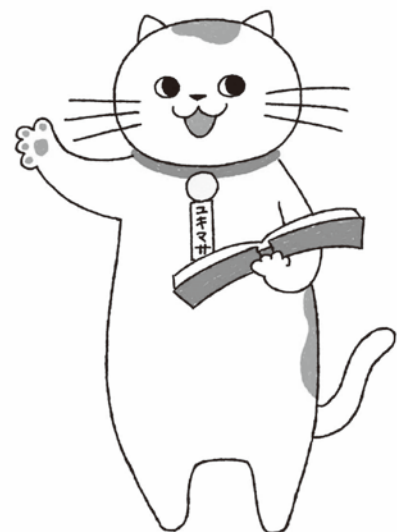
一方、登録関連業務に関して行政書士がかなり活用されるケースもあります。それは、遠隔地(販売店等が自分たちで直接行けない場所)での手続きです。登

録関連業務では、実印が押された書類や印鑑証明書を扱うため、中立かつ確実に手続きを頼める相手が必要となります。そこで頼りになるのが日本全国どこにでもいる行政書士です。

運輸支局では、相続による名義変更のケースを相談にくる業者さんも多くみかけます。特に戸籍の揃え方に関する相談が多いことなどを見ると、職務上請求書を用いて書類を準備できる行政書士は、かなり役に立てると感じます。

現在、丁種封印の資格を持った行政書士が、運輸支局以外の場所で、お客様の希望する日時にナンバーの取付を行える制度もあります。販売店や整備業者さんからすると、積載車などで車を動かす手間や費用が省けるため大変メリットが大きいようです。この制度は石川県内でも年々利用件数が増加しています。

販売店や整備業者の中には、登録関連業務に関し、行政書士がどんなことをできるのか知らないままの事業者もまだまだ多いと思われます。改めて、行政書士にできることを広く知ってもらい、「いつでも相談できる行政書士の知り合いを持ちたい」と各業者さんに思ってもらえるならば、今後の発展につながると感じています。



会報グループリーダー・前川 仁恵

昭和63年の第1号発刊から、昭和・平成・令和の三つの時代を通じて38年にわたり発刊を重ね、今回で第80号を迎えることとなりました。これまでの会報誌の歩みを振り返り、感じたこと等を以下に記します。

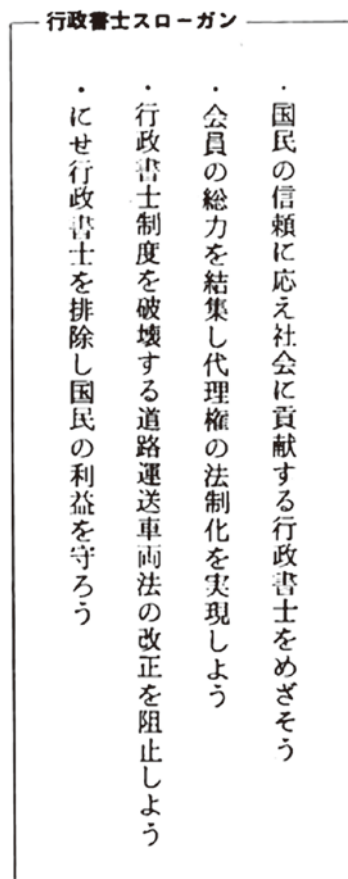
会報誌各号当時の会長をはじめ、役員や各支部長の皆様のお言葉、さらに意見箱に寄せられたご意見を拝読し、諸先輩方が長年にわたり行政書士の認知向上に尽力されてきた歩みと高い職業意識に深い感銘を受けました。また制度を巡る課題に対しても、先輩方の不断の努力によって現在の制度が支えられていることを強く実感しました。

こうした歴史を振り返ると、行政書士制度が多くの困難を乗り越えてきたことが改めて浮かび上がります。中でも大きな転機となったのが「規制改革」です。平成9年6月、行政改革委員会規制緩和委員会が「行政書士による書類作成業務独占の廃止」を含む論点を公開しました。これを受け、石川県行政書士会では藤井会長（当時）を本部長とする「行政書士法改悪闘争防止本部」を設置し、日行連・日政連と連携しながら状況収集や現状分析、県内士業団体への支援要請に全力を尽くしました。日本行政書士会連合会でも撤回を求める総会決議が採択され、自治省（現・総務省）の説明を経て最終報告では「業務独占の廃止」から「業務独占の在り方」へと表現が後退しました。さらに、市場原理の観点から会則に報酬額を記載しない方針が示されました。

このような議論の時代を経て、行政書士制度は今に至りました。行政書士は、より高度な専門性と責務を求められる職種へと発展してきました。行政書士の業務は多岐にわたり、法律改正のたびにその内容と真摯に向き合い、業務の質を高めてまいりました。会報誌は、行政書士の歩みとともに、私たちの専門性と使命を次代へ伝える大切な役割を担っています。

会報誌第1号からの注目記事等をピックアップ

- 【第1号】S63.7.1 会報誌の始まりは8頁から構成
- 【第4号】行政書士スローガンの掲載



- 【第5号】行政書士法制定40周年記念式典開催（会場：石川県厚生年金会館）
- 【第8号】表紙の「いしかわ」は、元石川県知事 中西陽一氏に依頼。この号より冊子となる。
- 【第17号】行政書士法制定45周年記念式典開催（会場：メルパルク金沢）
- 【第20号】会旗の作成



- 【第21号】 H8.11.29 土業団体協議会設立
- 【号 外】 建設業許可事務変更特集 当会が土木部監理課と協議を続けてきた事柄が大幅に取入れられた。
- 【第27号】 日行連50周年記念式典開催。天皇皇后両陛下をお迎えし開催。式典時の天皇陛下のお言葉を会報誌に掲載。
- 【第29号】 H13.2.22 行政書士制度50周年記念郵便切手発行(日本郵便のHPで確認できます)
行政書士法制定50周年記念式典開催(金沢東急ホテル)
- 【第37号】 平成の市町村合併(かほく市、七尾市、白山市、能美市、宝達志水町、中能登町、能登町、志賀町)
行政書士会初 金沢簡易裁判所民事調停委員拝命
- 【第39号】 行政書士法制定55周年記念行事(会場: 金沢都ホテル)
- 【第45号】 石川県成年後見サポートセンター発足(H20.12.6 理事会承認、正式発足H21.3)
- 【第59号】 H27.1.28 石川県と防災協定の締結
H27.9石川県総合防災訓練に参加。
- 【第61号】 ユキマサくん、ゆるキャラグランプリ2016で健闘! 最終順位30位、企業その他部門11位
- 【第67号】 ユキマサくんが広報月間の応援に石川県へ。
ユキマサくんと向井会長が緊急会談。
- 【第75・76号】 令和6年度能登半島地震復興祈願特別号

会報誌発行以降、制定や改正があった法律等

- ・H5「建設業法施行規則の一部を改正する」省令の施行
- ・H6「商法等の一部を改正する法律」の施行
- ・H8「経営事項審査改正」
- ・H10「経営事項審査基準改正」
- ・H14「行政書士法の一部を改正する法律」の施行。官公署に作成提出する書類の提出代理が可能に
- ・H16「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」制定(ADR基本法)
「行政書士法の一部を改正する法律」の施行。行政書士法人の設立が可能に
- ・H18「新会社法」施行
- ・H20「行政書士法の一部を改正する法律」の施行。行

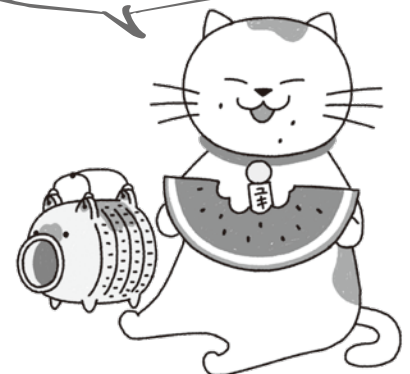
政書士が作成する書類に関して、聴聞や弁明の機会の付与の事務代理が可能に

- ・H21「改正農地法」施行
- ・H26「行政書士法の一部を改正する法律」の公布。行政書士に不服申し立て代理権付与(特定行政書士制度の創設)
- ・H27「建設業法施行規則等改正」
- ・H29「不動産登記規則一部改正」施行により、法定相続情報証明制度が開始
- ・R3「行政書士法の一部を改正する法律」の施行。目的規定の改正、一人行政書士法人の設立が可能に
- ・R8「行政書士法の一部を改正する法律」の施行。行政書士の使命及び職責の明記、特定行政書士の業務範囲拡大、業務制限規定の趣旨の明確化、両罰規定の整備

【歴代の行政書士制度PRポスターモデル】敬称略

中井美穂、大桃美代子、紺野美沙子、高木美保、星野知子、アグネス・チャン、黒谷友香、真鍋かをり、水野裕子、中村雅俊、宮本笑里、木村文乃、鈴木ちなみ、田中理恵、小島瑠璃子、真野恵里菜、小芝風花、駿河太郎、藤木直人、伊藤聡子、貴島明日香、伊原六花、水谷隼※令和8年度は、川島海荷

HPの会報誌バックナンバー66・67・68・69号に会報誌発行の歴史【保存版】が掲載されています。是非訪問してみてください。



総務・経理部長 後 洋平

対話重視のセミナーを今年度も開催

令和8年2月14日(土)、石川県地場産業振興センターにおいて、令和7年度行政書士開業セミナーを開催しました。本セミナーは、開業を検討している方に行政書士制度や業務内容を知っていただき、現役行政書士の体験談を通じて開業後の仕事を具体的にイメージしていただくことを目的として毎年開催しています。今年度も会場とZoomによるハイブリッド形式で実施し、会場18名、オンライン14名の計32名にご参加いただきました。

制度から実務までを網羅した講義

第1部では、野村薫業務部長が「行政書士業務について」と題して講義を行いました。行政書士の歴史や使命、令和8年1月1日に施行された改正行政書士法、具体的な業務内容を説明したほか、業務を身につけるには、実際に受任して取り組み、関係法令や手引き等で根拠を確認し、研修会などで新しい情報を得ることが重要であると紹介しました。最後に、デジタル化やAIの活用が進む中でも、国民から「そうだ、行政書士に相談しよう」と思ってもらえる、一歩先に導く総合力を持った行政書士が求められると語りました。

二人の講師による事務所開設体験談

第2部では、前川仁恵会員と小山内俊平会員から「事務所開設体験談」をお話いただきました。前川会員からは、専業主婦から資格を取得し、行政書士事務所でのインターンを経て自宅で開業するまでの経緯や、仕事と

子育ての両立、人との関係づくり、初めて受任した宅建業変更届に取り組んだ経験が紹介されました。参加者には「覚悟を持つこと」「まずは仕事を受任すること」「勇気を持って行政書士会へ飛び込むこと」の大切さを伝えました。

小山内会員からは、法律事務所勤務との兼業による開業、共同事務所への合流、社会保険労務士登録を経て現在に至るまでの歩みが紹介されました。専業・兼業・勤務の選択、資金、事務所の設備、専門業務や集客方法のほか、「受任して実践すること」「自分で調べたうえで先輩行政書士や行政機関の窓口を確認すること」「研修会等へ参加すること」など実務に即した助言がありました。

座談会で開業への不安を解消

第3部では、会場参加者を数名ずつのグループに分け、現役行政書士との座談会を行いました。開業準備、業務の選び方、顧客の獲得方法などについて、各行政書士が自身の経験を踏まえて回答しました。特に女性参加者からは、女性行政書士に仕事と家庭の両立や開業後の働き方を直接相談できたことが好評で、開業後の姿を具体的にイメージできる機会となりました。

座談会終了後には、谷川竜一総務・経理部副部長による登録手続に関する説明会を行いました。今後も、実務に即した情報提供と対話の場を通じて、開業支援に取り組んでまいります。



野村業務部長



小山内俊平会員



前川仁恵会員



座談会

加賀支部報告

加賀支部 支部長 藤 懿 仰

暑さ厳しき折、会員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より加賀支部の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

加賀支部では、令和8年1月27日、加賀市農業委員会の皆様を講師にお迎えし、農地転用に関する勉強会を開催しました。会員から事前に寄せられた質問等をもとに、申請実務上の留意点や判断の考え方をご説明いただき、日頃の疑問を直接確認できる有意義な機会となりました。ご協力いただいた皆様に改めて御礼申し上げます。

令和8年5月には定時総会を開催し、事業計画および予算等について審議しました。また本年に入り3名の会員が退会されましたが、新たに2名の新規会員の方々にご入会いただきました。

8月に開催した支部勉強会においては、行政書士法の改正により相談件数の増加している車庫証明申請をテーマに、新規会員の方にも分かりやすく実践的な研修を企画開催しました。その後令和9年1月にも支部勉強

会、令和8年9月と令和9年4月に支部役員会を予定しています。

また、行政書士無料相談会は、令和8年10月4日(日)、アビオシティ加賀での開催に向けて準備を進めています。地域の皆様に行行政書士を身近に感じていただき、一人でも多くの方にご来場いただけるよう、広報・周知に尽力してまいります。本年度も地域に根差した活動と活気ある支部づくりに取り組んでまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。



加賀市農業委員会との農地転用に関する勉強会(令和8年1月27日)

小松支部報告

小松支部 支部長 今井 邦彦

皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

小松支部では、事業を遂行するにあたり、役員が力を合わせ令和8年度の事業を実施しております。本会報では、小松支部が本年度これまでに実施した主な活動をご報告申し上げます。

【定時総会】

小松支部では、令和8年5月15日(金)15時より小松市民センターにて令和8年度定時総会を開催いたしました。当総会に34名(本人出席13名、委任状出席21名)が出席し、令和7年度事業報告、決算報告、監査報告、令和8年度事業計画(案)、予算(案)の議事を審議し、いずれも原案通り承認可決されました。

【研修会】

会員の業務遂行に必要な知識とスキルを身に付け、また改善を図ることを目的として、研修会を開催いたしました。講師として富山県行政書士会の仙波芳一氏をお迎えし、「補助金申請や融資申請時に作成する事業計画書について」と題した研修会を令和8年4月16日(木)に小松市民センターにて開催いたしました。

【懇親会】

令和8年7月31日(金)19時よりルートイングランディア小松エアポート芝生広場にて、小松支部の活性化、会員の意見交換および親睦を図ることを目的に懇親会を開催し、令和8年度新規会員のほか多くの会員が参加いたしました。

役員一同、小松支部の発展のため精進する所存でございます。

引き続き小松支部の活動にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。



定時総会



研修会

金沢支部報告

金沢支部 支部長 小山内 俊平

会員の皆さまにおかれましては、日頃より当支部の活動に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

早いもので、私が支部長の任をいただいてから1年が経過いたしました。この1年、会員の皆さまのお力添えをいただきながら、無事に支部活動を推進できましたことに、あらためて感謝申し上げます。

■令和8年度定時総会の開催報告

令和8年5月15日(金)、金沢市内にある「アルカンシエル金沢」において、令和8年度金沢支部定時総会を開催いたしました。

総会では、まず物故会員への黙祷を捧げた後、私からのご挨拶を申し上げ、議事に入りました。

議事においては、令和7年度の事業報告および決算報告、そして令和8年度の事業計画案および予算案について審議が行われました。すべての議案が原案通り承認可決されましたことをご報告します。

また、当日は本会より向井会長を来賓としてお迎えし、ご祝辞をいただきました。

総会終了後の懇親会は、定時総会で議長を務めてくださった勝尾太一会員による乾杯の音頭に始まり、新入会員の自己紹介や企画等もあって、会員相互の親睦を深める貴重な交流の場となりました。

■振り返りと令和8年度の事業計画

金沢支部では現在、「支部会員同士のつながり」や「行政書士と地域社会とのつながり」を大事にしながら、様々な事業を進めております。

毎年9月には支部役員を中心に官公署等の巡回訪問を実施して、地域における行政書士の役割・窓口との関係性の強化を図っておりますが、今年度は特に、改正行政書士法の施行後初めての巡回となりますから、それを踏まえた訪問の形を取っていくつもりです。

また、例年10月の「行政書士制度広報月間」においては、昨年度は2日間にわたり支部管内4会場(津幡町、白山市、金沢市及び内灘町)で無料相談会を実施いたしました。今年度も会場を一部変えながら、チラシ配布などの周知活動を行いつつ2日間4会場での相談会を開催して、行政書士制度の周知を図る予定です。

そして、研修事業においては、昨年度は実務に直結する内容(建設業、相続)、社労士会との共催による研修会を開きました。今年度も実務能力の向上や事務所の運営に役に立つような研修会の開催、また併せて行う懇親会にて会員相互の親睦交流の推進に努めてまいります。

■結びに

金沢支部では本年度も、これまでの活動を総括しながらさらに実りのある支部活動を目指し、様々な手段を活用して、支部会員の皆さまにとって有意義でかつ地域社会に貢献できる取り組みを行ってまいります。

今後とも、会員の皆さまの変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※石川県行政書士会金沢支部会員専用「LINEオープンチャット」開設のご案内

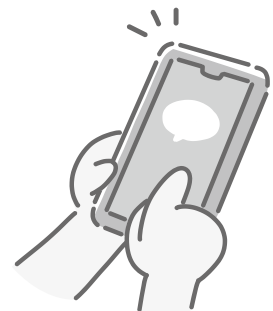
金沢支部では、会員の皆様の「緊急時における迅速な安否確認」や「支部からのタイムリーな情報発信」を目的として、新たに「LINEオープンチャット」を開設いたしました。

会員の部屋に詳細を挙げておりますので、一人でも多くの支部会員の皆さまの登録をお願いしたいと存じます。



「LINEオープンチャットに関する会員の部屋」QRコード

<http://ishikawakai.com/News/Details/13388>



七尾支部報告

残暑厳しい折、支部会員の皆様には、それぞれの業務にご精励のことと存じます。また、能登半島地震からの復旧・復興が続く中、日頃より地域住民からの相談対応や各種支援にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、七尾支部では、令和8年5月8日(金)、志賀町の「いこいの村能登半島」において定時総会を開催いたしました。総会には支部会員38名中31名(うち委任状18名)の出席があり、来賓として本会より向井隆郎会長のご臨席を賜り、祝辞を頂戴いたしました。その後、議事に入り、令和7年度事業報告及び収支決算、令和8年度事業計画及び収支予算について審議され、いずれも原案どおり承認されました。総会終了後には懇親会も開催し、9名の会員にご参加いただきました。

また、今年度も毎月第2水曜日の午後1時30分から午後4時まで、平和堂アル・プラザ鹿島1階中央イベント広場において「七尾支部無料相談会」を開催しています。相続や遺言をはじめ、地域の皆様が抱える様々なお困りごとについて、行政書士を身近に感じていただける機会となるよう、引き続き取り組んでまいります。9月以降も支部会員の皆様に交代でご協力をいた

七尾支部 支部長 寺分 努

だく予定です。

今後は、10月の行政書士制度広報月間に合わせた無料相談会を予定しており、開催会場は久しぶりに羽咋市内を予定しております。また、年度後半には支部研修会も開催する予定です。会員の皆様にとって、実務に役立つ研修と交流の機会となるよう企画してまいりたいと考えております。

能登地域を取り巻く状況はまだ厳しい面もありますが、地域に最も身近な行政手続の専門家として、支部会員が力を合わせ、それぞれの立場から地域の復興に少しでも貢献していければと思います。

今後とも七尾支部の活動にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



定時総会

輪島支部報告

まずは令和6年1月に発生した能登半島地震により被災した輪島支部に対し、本会及び多くの会員の皆様から多大なるご支援とご協力を賜りましたことにつき、支部会員を代表して改めて厚く御礼申し上げます。また、令和6年及び令和7年には、広報月間の無料相談会を、本会及び社会貢献事業部の主催により輪島市で開催していただきましたことにも、重ねて感謝申し上げます。

輪島支部は、いまだ被災から完全に立ち直ったとはいえ、本年の支部総会も残念ながら開催できませんでした。しかし、4月に書面議決を行い、令和5年度から令和7年度までの事業報告及び収支決算、令和8年度の事業計画及び収支予算について承認を得て、被災後から続いていた懸案事項をようやく解消できました。

輪島支部 支部長 中村 敏彦

今年度は、10月の広報月間に予定している無料相談会を輪島支部単独で無事に開催することが、残された行事となります。会員の中には、事務所が倒壊し、いまだ建替えに至っていない方もおられますが、来年4月には、被災前と同様の通常総会を会長のご臨席のもと盛大に開催したいと考えております。

暫定的に復帰した輪島支部長としての任期も、あと7か月余りとなりました。支部総会による選任を経ないまま務めてきた立場ではありますが、何事もなく任期を終えられることを願っております。輪島支部の将来は、被災後に入会した若い二人に託すべく、できる限り不明点を残さず、円滑な運営状態で引き継ぎたいと考えております。

コスモス石川活動報告



石川県支部 支部長 中川 大

1 改正成年後見制度の施行まであと2年!

民法等の一部を改正する法律(令和8年法律第45号)が成立し、本年(令和8年)6月24日に公布されました。その施行は公布から2年6月を超えない範囲となり、新制度に移行するのは令和10年の夏～秋頃といわれています。今般の民法の改正により、平成12年に介護保険制度とともに導入された成年後見制度は、制定から四半世紀余りを経て大きく様変わりすることとなりました。石川県の行政書士会会員が成年後見制度に関わりだしたのは、コスモス石川の前身である成年後見サポートセンター(いしさぼ)が発足した平成21年からとすると、足掛け20年近くになります。

大きく変わると言っても、判断能力が不十分であるご本人を支える制度であることに何ら変わりはありません。ご本人から見れば大した変更じゃないと思われるかもしれません。「元々が自分達を半人前に見立てた制度であり、もっと早く改善すべきだった!」と仰るかも…。しかし、私共後見人等受任者にとっては大きな改正です。

改正の目的としては、(1)本人にとって必要な範囲・期間で利用できること。(2)更に本人の自己決定を尊重すること。それで何が大きく変わったのか?ですが、改正法には「法定後見」や「成年後見人」「保佐人」という文言はありません。成年後見や保佐の制度は廃止され、「補助」に一元化されます。そして、補助の中に「特定補助」が新設されます。「成年後見制度」とは、一元化された(法定の)補助と任意後見を指すことになります。すると「今までの成年後見人や保佐人はどうなるのか?」ですが、改正法の施行後も経過措置として現行法の成年後見や保佐の利用を継続することができます(一部改正法の適用あり)。また、申立てにより改正後の補助に移行することも可能です。

任意後見契約法もあわせて改正され、民法の改正と同日に施行されます。任意後見制度の大きな変更点としては、任意後見契約の発効条件としていた「任意後見監督人の選任申立て」に代わり、「任意後見開始の審判の申立て」を行うことになりました。家庭裁判所は、監督人を必要と認めるときは職権で選任することとなり、今後は、監督人が選任されず、家庭裁判所が直接監督す

るケースが増えることになります。

また、同時に社会福祉法が改正されました。こちらは項目によって令和9年4月1日あるいは公布後2年以内または3年以内の施行となります。中でも「成年後見制度」に関連するものとして、「高齢者等支援の拡充」が第2種社会福祉事業に盛り込まれました。これは、従来から身寄りのない方々の抱える切実な課題である①日常生活支援、②入院入所手続支援、③死後事務支援に関する取り組みです。これらのニーズに応えようと民間事業者による「高齢者等終身サポート事業」が各地で立ち上がっていますが、適切に整備されている状況とはいえません。①～③の新たな取り組みは、身寄りがなく資産が不十分な方々にとって大きな助けとなるものと思います。また、「新補助」は、その利用が必要なくなったと認められるときは、申立て又は職権により終了可能となるため、ケースによりますが、補助終了時の受け皿としての役割も担うことになります。

コスモス石川では、県民市民の皆様への終活対策として活用して頂けるよう、任意後見契約((見守り)事務委任+任意後見+死後事務)の利用を支援して参ります。

成年後見制度の改正による変更点はほかにもたくさんありますが、2年後の施行時に対応できるよう、理解を深めて参りたいと存じます。

2 終わりに

この原稿を書いている直前の令和8年7月28日に、熊本県で最大震度7の大地震が発生しました。熊本では平成28年にも震度7の大地震に見舞われています。令和6年の能登半島地震の記憶が強く残る中、大災害の発生に胸が痛みます。亡くなられた方々やご遺族の方々に謹んで哀悼の意を表します。また、すべての被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。そして、被災者・避難者を支援される方々に深く感謝申し上げます。

近年は、毎年のように長く暑い夏が続きます。この変化に順応していくことができるのか考えつつ、身体の衰えは隠せません。皆様もどうかご自愛ください。

今後ともコスモス石川の事業活動にご理解頂きますようお願い申し上げます。

石川県外国人材受入サポートセンター 活動報告

センター員 濱高 慎一
センター員 笹原 未樹

「外国人材の雇用と育成就労制度について」 小松商工会議所に講師派遣

今年度、外国人材受入サポートセンターでは、昨年度に引き続き関係団体からの依頼を受け、在留資格制度や外国人材の受入れに関する研修・セミナーへの講師派遣をいたしました。

令和8年4月には、小松商工会議所・中小企業対策委員会に所属する製造業や建設業等の企業経営者を対象としたセミナーにて、副センター長の吉田美緒と、センター員の菅原純平が講師を務めました。「外国人材の雇用と育成就労制度について」及び「石川県における外国人材活用事例」をテーマに、育成就労制度創設の背景や概要、現行制度との違いについて説明するとともに、人材不足が深刻化する中での外国人材の活用事例や、採用・定着に向けたポイントについて解説しました。

制度改正への関心は高く、参加者からは育成就労制度や特定技能制度に関する質問のほか、受入れに当たっての実務上の留意点等、多くの質問が寄せられるなど、外国人材の受入れに関する理解を深める機会となりました。



「知っておくべき就労基礎知識（就労ビザ）」 金沢大学に講師派遣

令和8年6月1日、金沢大学の留学生向け講義「企業文化組織論A」の1コマとして、センター員である濱高慎一が講師となり講義を行いました。入管法の概要や日本の制度の説明を行った後、今後変更していく可能性の高い「高度人材」「技・人・国」「特定活動」の3点を重点的に解説しました。なかでも、金沢大学を卒業することでアドバンテージがある在留資格「高度専門職」について、受講者全員にポイント計算表を基に現時点のポイントを計算してもらいました。既に70点以上の点数を取れている優秀な受講者もおられましたが、70点に到達しない部分をどう補うか等について、適宜当センターの相談員である扇谷秀則と佐藤慎一郎から個別に丁寧なアドバイスをいたしました。講義の最後には、留学生から多く寄せられる質問について、注意点を解説しました。今回の参加者の中には、今まさに就職活動中の方もおり在留資格の変更は直近の課題となっており、不安な気持ちを抱えながら就職活動されていることを実感しました。

外国人材雇用にお困りの県内企業様からの外国人材雇用に関するご相談のほか、外国人材受入時に関するセミナーや高等教育機関、行政機関、経済団体等への講師派遣の依頼が当センターに少しずつ増えてきております。今後も、企業や関係機関への情報提供や制度の周知に取り組むとともに、外国人材受入サポートセンターの活動を広く知っていただけるよう、広報・周知活動に取り組んでまいります。





会員のコーナー

「またはない哀しい『またね』」

金沢支部 明石 弘貴

「若さん。検査入院の結果はどうだったの」

久しぶりに会った若王子君へ問いかけた。少し笑みを浮かべたように見えたそのとき、ごく自然な口調で、
「すい臓がんだったよ。ステージⅣだって」
「アッ、そうなの。ステージⅣは相当だね」
「でも、明石君、前にも言ったと思うけれど、僕にはこれから石川県内にある小さな神社の珍しい神事を訪ねて巡りたいという計画があるから、検査結果がわかった今も、今後のことがとても楽しみなのだよ」

彼は生家がかなり由緒ある富山県内神社の二男坊だった。私達は約五十年前、二十歳代だった頃、同じ事業所で一年間の企業内選抜訓練において、同期生として出会った、いわば戦友のような同志だった。訓練終了後、三十数年間は彼の転職などもあり、会う機会

がなかった。

平成三十年五月、地元新聞に載った私の投稿文を読んで、「明石君の名前を見て急に懐かしくなった」と連絡があり、再び会うこととなった。若王子君からの衝撃的だった検査結果に関する会話から約半年後、自宅療養となっていた彼の家を訪ねた。亡くなる十日前だった。
「明石君、石川県内の珍しい神事を巡ると言っていたけれど、二箇所しか行けなかったよ。残念ながらも無理みたいだ」

私の帰り際、見送りのため、奥様に支えられるようにして、玄関先にまで出て来た彼が私との最後の姿となった。

「明石君、今日は来てくれてありがとう」

「うん、じゃ、次は来月になったら、また必ず会いに来るからね」

私と彼は一瞬視線を合わせたがすぐに、

「じゃ、またね」

と無言のまうなずき合った。

お互いに、その時の『またね』には、もう『また』の機会はないかもしれないと思いながらの「またね」だった。

「デジタル化について」

小松支部 荒川 朋範

当事務所では、離婚協議書(公正証書原案)の作成を得意としていますが、この度、離婚当事者の一方の代理人として離婚給付契約公正証書の締結手続を行いました。当事務所が作成した離婚協議書を公正証書にする手続です。

公証役場に確認しながら、代理手続に必要な委任状や印鑑証明書などをそろえました。実のところ、これまで、実際に公正証書の作成現場に立ち会ったことはありませんでしたが、無事に手続を行うことができました。

公証役場での締結は電子化されており、書面への署名捺印に代えてタブレット端末へのサインで行うことが新鮮に感じました。デジタル化の進展を感じました。

時流として、デジタル化が推進されています。

当事務所では、一部の資料については、データやPDFにて取扱い、部分的にはデジタル化ができています。離婚協議書等の草案は、メールでのPDFの送信で行い、修正等のやり取りもメールで行っています。

もっとも、内容が確定した後は、当事務所で紙として印刷と製本を行い、ご依頼者様へ郵送にて納品しています。デジタル化が叫ばれているとはいえ、やはり心を込めて製本し、モノとして物理的に残る方法でお渡しする方がしっくりきます。

また、日々の経理業務や確定申告も私自らが行っています。会計ソフトを使い、クラウド上で記帳しています。確定申告では、計算やデータの作成自体は国税庁の確定申告書作成コーナーで行っていますが、申告にあたっては、作成したデータ(PDF)を未だに紙で出力し、紙媒体で確定申告を行っています。確定申告は紙媒体で行うことが慣れており、それに甘んじているところですが、そろそろe-Taxにしても良いのかもしれません。事務所運営のデジタル化が今後の課題となりそうです。

「制度をほぐし、心をつなぐ」

加賀支部 河村 徹

「制度をほぐすと、人が見えてくる。」

相続相談の席で、戸籍や家族の歴史が机の上に広がると、相談者は少し照れたように笑います。その笑顔の奥には、どうしていいかわからない気持ちが隠れている。僕はその気持ちを拾い上げて、制度の糸をゆっくりほどいていく。すると、たいいてい場合、相談者の肩の力がすっと抜ける瞬間がある。あれは、いい時間です。

でも、最も大切なのは「家族が納得できる形を整えること」

行政書士は、法律の専門家として書類を整えるだけでなく、当事者の思いを丁寧に聞き取り、トラブルを未然に防ぐ役割を担うと思っています。

「声を聴けば、道が見える。」

外国人雇用の相談では、在留資格というルールが、まるで古い辞書みたいに重たく感じられる時があります。企業の担当者はページをめくる手を止め、外国人本人はその厚みに驚く。僕はその横で、必要なページだけを開いて、「ここだけ知れば大丈夫ですよ」と伝える。制度は重いけれど、必要なところだけなら軽くできる。制度は変わらないけれど、見え方は変えられる。相談員として学んだのは、そんなことです。

僕の行政書士としての実務経験は兼業のもあって、まだ多くはありません。けれども、相談の現場で拾った声や気持ちは、僕の中で確かな種になっています。これからは、許可可や在留資格、相続の書類づくりなど、もっと実務のほうにも歩いていきたいと思っています。

「ゆっくりでいい。ちゃんと進めばいい。」

そんな言葉を、自分にそっと渡しながら。

「日常」

金沢支部 松尾 優真

私が、行政書士になってから約3年が経つ。この短い時間で当たり前の明日が続かないことを実感した。私は主に相続を中心に依頼を受けることが多いが、当該相続手続きの最中に相続人が亡くなってしまうことや、相続手続き完了後に当該相続人であった方が亡くなり再度依頼をいただくようなことが何度もあった。仕事のことだけではない、能登の大震災にしてもそうだ。ほとんどの住民の方が今年も当たり前の年末年始を過ごすと思っていただろう。私もそうであった。

ところで、つい先日私が好きなロックバンドが突如メンバー脱退を含む休止(事実上の解散)を発表した。22周年を間もなく迎え、今年もこれからもと楽しみにしていたところであった。重要な局面では必ずこのロックバンドの曲を聴いていた私である。行政書士試験を受けた日も当然聴いていた。こんなところにも当たり前の崩壊があった。

月並みな表現ではあるが、日々を大切に、行政書士として当たり前前に仕事ができることに感謝をし、依頼者に向き合わなければならぬと思う。

行政書士になりたての頃、相続に触れ、登記・相続税・争訟など多くのことができず、行政書士だけではできないことの多さを目の当たりにし、依頼者の力になれなかったこともあり、悶々とした思いを感じた日もあった。今では相続に関連する内容(生前相談等)にはできることが多くあり、そういった思いをすることもなくなったが、行政書士として日々できることを模索し、よりよい提案ができるよう努めることが当たり前の日々を送れることへの感謝として我々が返せる恩返しなのだと思う。

様々な人間が火をくべてくれるおかげで生きてこれている。お返しはできているだろうか、いつもそう思いながら一人一人に向き合っているつもりだ。そしてどうか私も誰かに火を渡せているように。誰かに火を渡せる自分であれるよう自分を燃やし続ける覚悟である。

「町が傷つくほど、仕事が増えていく 能登半島地震後の輪島と、行政書士の複雑な現実」

輪島支部 中村 敏彦

令和6年1月に発生した能登半島地震により、輪島市では多くの住宅や店舗が倒壊し、あるいは焼失した。その後、公費解体や道路、上下水道などの復旧は進んではいるものの、町には今なお空き地が目立ち、人口流出や事業者の廃業も続いている。仮設住宅や仮設店舗での生活から、恒久的な住まいと事業の再建へと移るまでには、まだ長い時間を要するだろう。

一方、復興が動き始めると、被災事業者の補助金申請、建設業や産業廃棄物関係の許可、復興工事に伴う農地転用、土地所有者の調査、賃貸借契約、相続手続、法人設立、各種契約書の作成など、さまざまな業務が生じる。復興が進めば進むほど、行政手続と複雑な権利関係の整理が必要になる。被災した事業者が「何から始めればよいのか分からない」と立ち尽くすとき、その人と行政制度との間をつなぐ役割が求められる。

その結果、町全体では人口も商店も減っているのに、行政書士事務所の売上は伸びていくという、皮肉な現象が起きている。依頼の

一件一件をたどれば、その出発点には、誰かの家が壊れ、誰かの事業が立ち行かなくなったという現実がある。だからこそ、仕事が増えたことを手放しで喜ぶことはできない。

それでも、専門家として適正な報酬を受け取り、被災者の生活と事業の再建を支えることは必要である。災害に便乗して利益を得ること、必要な手続を正当な報酬で支援することは、明確に区別しなければならない。

町が傷つくほど、私の仕事は増えていった。

だが、復興に伴う手続が一段落し、行政書士の役割が「災害の後始末」から「新たな事業と暮らしを築くための支援」へと移る頃、輪島はようやく本当の復興を迎えるのだろうか。

そしてその時、私の行政書士としての一つの時代もまた、静かに幕を下ろしているのかもしれない。



「最近ハマっていること」

金沢支部 山田 洋

子どもの受験やコロナ禍などが重なり、ここ数年は旅行らしい旅行ができなかった。その間、YouTubeにハマり、いわゆる旅行系YouTuberの動画を視聴することが趣味となっている。現在最層にしている動画は2つ。1つは主として交通系（航空機や鉄道など）のレビュー動画であり、もう1つはその時々で世界から注目されている場所を訪ねる旅系の動画である。

交通系YouTuberの動画の特徴は、とにかくほぼ毎日のように世界中の航空機や鉄道に乗った様子を配信していることである。配信者は関西出身の20代男性。動画内では自分で会社経営しているとあるが、一体何の事業を行っているのやらと勝手に心配してしまう程だ。しかし、アフリカや南米などで聞いたことが無い場所から、これも聞いたことが無い航空会社の旅客機に搭乗した様子や、インドの寝台列車（しかも、敢えて安い座席に乗り）で現地の人々と

共に数日間を過ごす動画などは、まさに“見ごたえ抜群”といえる内容である。

一方の旅系YouTuberの動画も大変興味深い。特に印象に残った企画は、パレスチナ自治区（ヨルダン川西岸地区）に描かれたバンクシーの壁画を訪れたり、交戦下のウクライナ首都キーウの様子、そして中国の新疆ウイグル自治区やチベット自治区の現状を収めた動画などである。これらを観ていると、いかに自分が平和ボケしているかを痛感してしまう。また他の企画では、日本も含めた世界中のゴースト化した施設（大型のニュータウンやショッピングセンター、テーマパークなど）を訪ねる回もあるが、こちらは最初のうちは割と気楽に見ることができるが、内容が進むにつれ色々と考えさせられてしまう。

私自身、「土地に縛られた」職業を選び、日々の仕事に追いかけられた生活をしているが、今後もPCやスマホを通して時間や空間を飛び越える趣味を続けていきたい。でも、やはり何よりも、実際に色々な場所を訪れる“リアル旅行”を再開したいと思っている。

「私も二刀流!？」

小松支部 吉田 慶則

私は石川県警に約三十二年間勤務し、そのうち約二十年を刑事として、殺人等の重要事件の他、広域窃盗事件等、さまざまな現場を経験してきました。

刑事の仕事では、最初から答えが見えていることはほとんどありません。関係者の話を聞き、現場を確認し、資料を集め、一つ一つの事実を積み重ねながら、全体像を明らかにしていきます。思い込みで判断せず、分からないことは確かめる。その姿勢は、長い警察人生の中で身につけたものだと思います。

退職後はカイロプラクターとして活動を始め、現在も施術を続けています。身体の不調について話を伺うと、痛む場所だけに原因があるとは限りません。姿勢や仕事の仕方、睡眠、運動など、日頃の生活習慣も確認しながら、身体の状態を考えていきます。

そして現在、行政書士として、相続、許可、自動車登録、申請取次等の相談にも携わっています。相談者が最初から事情を順序立てて話せるとは限りません。何に困っているのか、どの事実を確認する必要があるのか、どの手続につなげるべきかを、一つずつ整理することが大切です。書類を整えることはもちろん、その前に相談者の言葉を丁寧に受け止め、事実関係を正確に把握することが、適切な手続の出発点になると感じています。

刑事、カイロプラクター、行政書士で共通しているのは、まず相談者の方から話をよく聴くことだと痛感しております。

毎日、新鮮な気持ちで学びながら、これまでの経験に頼り切ることなく、会員の皆様方からも教えていただき、一件一件の相談に丁寧に取り組んでいきたいと思っています。

今後ともご指導のほどよろしくお願いします。



令和八年上半年期自選十五句

立冬や半跏思惟の眉の影
冬晴や能登に余さず蒼き射す
除夜の鐘百八枚の整理券
冬送る能登の大工の立面図
学童の光るドアノブ日脚伸ぶ
節分や非常口より逃げし鬼
みどり児の長きまつげに木の芽風
一匙の昆布汁程の木の芽風
菜の花や下ノ畑二居ル賢治
癖字ある御朱印帳や花遍路
遍路杖右掌の檜の香
経蔵に入る春陰の風一朶
亀鳴くや空也の口に像六つ
この家も空き家に庭に熟れし枇杷
金銀に錫まぜあふや夏の川

令和八年上半年期自選散十首

ありがとう月は地球の
身代はりとなりて痘痕の面となりけり
日と月を足せば明るくなりぬと思ひ
創りし殷の官吏よ
帰り道商店街の唐揚げ屋
一箇おまけと熟き手羽先
千枝田復興の田植糸終へて
昼餉仲良く能登ゆめみづほ
教習所坂道登進半クラで
エンストバクバクの心臓
綿菓子のごとき白雲水瓶のごとき
黒雲浮かびをりけり
親熊は子熊のために人里へ餌を求めて現れ
撃たれ
愛執の輪郭炎り出す唐の
杜子春伝の攻め苦を思ふ
戦乱の地より千や一苦を思ふ
喉元をチクチク通る新走り
味をチクチク通る新走り
金沢支部 大西 明夫

新しい19人の仲間紹介



■金沢支部
■令和8年1月1日入会
■事務所所在地 金沢市大浦町へ295番地4
TEL.070-9453-0512

橋爪 智一 (はしづめ ともかず)

はじめまして。このたび石川県行政書士会に加入させていただきました。
まだまだ勉強中の毎日ですが、いただいたご依頼やご縁を大切に日々努力して参りたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。



■小松支部
■令和8年3月15日入会
■事務所所在地 小松市蓮代寺町か16番地1
TEL.090-5682-6183

山田 晃弘 (やまだ あきひろ)

令和8年3月に行政書士登録いたしました。社会保険労務士としての業務に加え、臨時で宅建士業務にも携わり、日曜日は水泳インストラクターをしています。趣味は水泳とキックボクシングで、競技として日々自己研鑽に励んでいます。ご縁をいただき、風営法・旅館業法(簡易宿泊所)の申請業務にも携わっています。今後は建設業許可や遺言書作成にも力を入れていきたいと考えております。まだまだ経験の浅い新人ですが、先輩先生方から多くを学ばせていただければ幸いです。



■金沢支部
■令和8年3月15日入会
■事務所所在地 金沢市出雲町イ122
フリーデン駅西1F 101
TEL.076-255-1920

川本 将太郎 (かわもと しょうたろう)

この度入会致しました川本将太郎と申します。前職では石川県の外国人雇用相談窓口にて公益事業に従事いたしました。行政書士という有資格者の視点で現場に身を置中、先生方と関わる機会も多く、その姿に強い憧れを抱き「私もそちら側に行きたい」との思いで今回登録を決意いたしました。第一歩を踏み出した今、尊敬する先輩方に少しでも近づけるよう、たゆまぬ努力を続けてまいります。



■金沢支部
■令和8年4月2日入会
■事務所所在地 金沢市野町1丁目2番43号
安藤芳園堂ビルディング1階
TEL.090-6213-0853

安藤 謙輔 (あんどう けんすけ)

今年4月に入会いたしました安藤謙輔と申します。
中小企業診断士として、生成AI活用のコンサルティングを行っております。
能登半島地震の被災者支援の現場で行政書士の先生方のお働きに接したことが、受験を志すきっかけとなりました。
まだ不慣れな新参者ですが、行政書士業務を一つずつ学んでまいります。何卒よろしくお願い申し上げます。



■小松支部
■令和8年4月15日入会
■事務所所在地 小松市若杉町リ179番地
TEL.090-4327-9167

上畠 菜都紀 (うえはた なつき)

医療現場で培った傾聴力を活かし、県民の皆様と行政を繋ぐ架け橋となることが私の抱負です。
超高齢社会において、相続がご家族の負担にならず、温かい「想い」を届ける形であってほしいと願っています。その第一歩として、最期まで自分らしく生きる意思を整理する「エンディングノート」の普及に注力します。医療と暮らしの現場を知る行政書士として、皆様の安心な未来に全力で伴走いたします。



■金沢支部
■令和8年2月15日入会
■事務所所在地 かほく市高松マ79番地8
TEL.090-2832-3242

黒川 光智 (くろかわ みつとも)

黒川光智と申します。令和8年2月15日に行政書士登録を受け、4月1日に行政書士法人クロノスを設立いたしました。国家公務員や東京のWebマーケティング会社での勤務を経て起業、日本人材育成支援機構の理事も務める中、中小企業の経営課題に長く接してまいりました。現在は補助金申請支援を中心に、ITの知見を生かしたDX・AI活用支援や新規事業構築支援に取り組んでおります。地域の事業者の皆様へ信頼される行政書士を目指してまいります。



■金沢支部
■令和8年3月15日入会
■事務所所在地 金沢市東蚊爪ム11番地1
TEL.070-8473-4578

安江 佳世 (やすえ かよ)

社労士として開業して5年になりますが、本年3月に行政書士登録をいたしました。医療関係のコンサルタント会社で開業支援も行っています。医療分野への理解を深めながら、許認可業務にも取り組めるよう、研鑽を重ねてまいります。ご指導のほどよろしくお願いいたします。



■金沢支部
■令和8年4月2日入会
■事務所所在地 金沢市直江町イ1番地1
TEL.076-255-6483

坂本 文吾 (さかもと ぶんご)

ビルメンテナンス行政書士事務所の坂本文吾(さかもとぶんご)と申します。
私はビルメンテナンス関連の会社を経営しており、行政書士としてもビルメンテナンス業界に特化した形で運営していく所存です。
ビルの適法な維持管理に必要な各種法定点検、そしてそれらに付随して発生する官公署に提出する書類の作成を得意としており、基本的な営業エリアは北信越5県となります。消防設備や建築関連設備など、建物保守については当事務所にお任せ下さい。



■輪島支部
■令和8年4月2日入会
■事務所所在地 鳳珠郡能登町字松波13字46番地
TEL.0768-72-0930

脇田 潤 (わきた じゅん)

この度、新会員として入会させていただきました脇田と申します。
国際分野を中心として企業と外国人材をつなげる役割を担えればと思っております。厳格なルール管理に則り、地元石川の地域産業の持続的な発展に貢献できればと願っております。今後とも何卒よろしくお願い致します。



■金沢支部
■令和8年5月15日入会
■事務所所在地 白山市成町69番地
TEL.076-275-7947

石川 勝 (いしかわ まさる)

この度、白山市にて開業いたしました石川勝と申します。35年間、金沢市の消防行政に携わり、消防署長などを務めました。その現場で培った経験と行政手続の知識を生かし、消防・防災法務を中心に地域の安全・安心に貢献できるよう、誠実かつ迅速な対応を心掛けてまいります。諸先輩方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



■七尾支部
■令和8年5月15日入会
■事務所所在地 羽咋市柴垣町5字29
TEL.070-8944-5330

土井 基生 (どい もとき)

この度行政書士として入会しました。土井基生と申します。
各業務を通して事業主様の役に立てよう努めてまいります。
行政手続の手間や時間的コストを最小限にすることをモットーにこれから努めてまいります。
事業主様の発展に力になれば幸いです。よろしくお願いいたします。



■金沢支部
■令和8年5月15日入会
■事務所所在地 金沢市米泉町八丁目108番地1
タナベハイツ201号
TEL.080-3215-7079

榎 桜子 (えのき さくらこ)

令和8年5月に入会いたしました榎桜子と申します。
私はこれまで自動車関連会社にて約16年間、書類管理などの業務に携わってまいりました。そこで培った実務経験や専門性を行政書士として発揮し、社会に貢献したいと考え、このたび登録を決意いたしました。
まだスタートラインに立ったばかりの未熟者ではございますが、自身の強みを活かしつつ、ジャンルを問わず日々学びを重ねて邁進する所存です。
地域の皆様、そして行政書士の先生方のお役に立てよう誠心誠意努めてまいります。諸先輩方の温かいご指導、ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。



■金沢支部
■令和8年6月1日入会
■事務所所在地 金沢市野田3丁目48番地2
TEL.080-6350-5613

川端 翔 (かわばた しょう)

令和8年6月に入会させていただきました川端翔と申します。
現在は、会社員との兼業をしておりますが、行政書士の資格を取得したことにより、活動範囲を広げ、地域の方の力となるように努力したいと思います。
皆様、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



■金沢支部
■令和8年6月1日入会
■事務所所在地 金沢市浅野本町2丁目10番12号
TEL.090-8965-2113

寺越 和生 (てらこし かずお)

寺越和生(てらこし かずお)と申します。
4年前、私自身の誤った行動により、関係する方々にご心配とご迷惑をおかけしました。この場をお借りして、改めてお詫び申し上げます。
あれから自分の行動と向き合い、仕事をする意味や社会に対する責任について考えてまいりました。その過去を「Roots(根)」として胸に刻み、二度と同じ過ちを繰り返さないことを、これからの行動で示していきます。
行政書士として責任ある仕事の一つひとつを積み重ねてまいります。よろしくお願いいたします。



■金沢支部
■令和8年6月15日入会
■事務所所在地 金沢市諸江町上丁231番地2
西田ビル201号
TEL.080-3343-7675

室屋 和菜 (むろや かずな)



■金沢支部
■令和8年5月15日入会
■事務所所在地 金沢市割出町168番地1
荒井店舗2階202号室
TEL.076-214-7888

福村 時康 (ふくむら ときやす)

この度、行政書士法に基づく登録を完了し、6月より「福村時康行政書士事務所」を開業した福村です。
行政書士は「街の法律家」と言われておりますが、「手続きの専門家」として、皆様の生活やビジネスの下支えになればと思っております。
運送業とりわけ特殊車両の通行許可申請を中心に取り組みつつ相続や在留資格などの業務に展開していければと、考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。



■小松支部
■令和8年6月1日入会
■事務所所在地 小松市沖町ト182番地15
TEL.090-1638-8465

本多 浩光 (ほんだ ひろみつ)

令和8年6月に石川県行政書士会に入会いたしました、本多浩光と申します。
ご相談者様の課題やお悩みに寄り添い、パートナーとなって伴走できる行政書士を目指して、日々努めて参りたいと思っております。
行政書士会の諸先輩方におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。



■金沢支部
■令和8年6月1日入会
■事務所所在地 野々市市郷一丁目97番地102号
TEL.076-256-2393

川下 英和 (かわした ひでかず)

令和8年6月に登録をしました川下英和と申します。現在は税理士として、相続税申告業務や中小事業者の支援に携わっています。今後は、遺言作成サポートサービスを行い、相続後にとどまらず、生前から相続関係のサポートに取り組みたいと思っています。まだまだ学ぶことも多い身ではありますが、社会に貢献できるよう努力していきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。



■加賀支部
■令和8年6月15日入会
■事務所所在地 加賀市三木町ト170番地1
TEL.090-7878-8659

杉森 吾郎 (すぎもり ごろう)

この度、令和8年6月に登録いたしました、杉森吾郎と申します。
行政書士という仕事がとても多岐にわたる業種であることを知り、とても驚きました。専門性を持たばやりのある仕事であるとともに、自身を律して臨まなければならない仕事でもあると感じております。
私はこれから、人の役に立ちたい、社会の隙間を埋めるような存在になりたいという思いから、行政書士になろうと決意しました。地域に密着し、人と人をつなぐような仕事をしていきたいと考えています。ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

1月 5日(月)	画遊打合せ	オンライン会議 (Zoom)	3名
1月 6日(火)	申請取次申出書類確認	オンライン会議 (Zoom)	2名
1月 6日(火)	新聞広告掲載依頼 (電話)	各事務所	1名
1月 7日(水)	新聞広告掲載依頼 (電話)	各事務所	3名
1月 8日(木)	事務局職員面接	本会議室	2名
1月 8日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3F	1名
1月 9日(金)	丁種封印名簿更新 (作成および提出)	石川運輸支局	1名
1月11日(日)	会報誌校正及び編集	各事務所	2名
1月13日(火)	第4回申請取次行政書士管理委員会	本会議室	4名
1月14日(水)	月例無料相談会 (金沢市)	繊維会館	1名
1月15日(木)	新規登録者登録伝達式 1名	本会議室	2名
1月15日(木)	石川県国際交流協会打合せ	石川県国際交流協会リファール3F	1名
1月15日(木)	月例無料相談会 (金沢市)	金沢市役所	2名
1月16日(金)	新規登録者登録伝達式 4名	本会議室	2名
1月16日(金)	月例無料相談会 (野々市市)	野々市市役所	2名
1月16日(金)	第2回正副部長グループリーダー会議	オンライン会議 (Zoom)	6名
1月16日(金)	石川県商工会連合会 なりわい再建支援補助金相談員派遣	本会議室	3名
1月16日(金)	第7回業務研修会 打合せ	名古屋出入国在留管理局金沢出張所	1名
1月16日(金)	ワイズ公共データベース来客対応	本会議室	1名
1月16日(金)	北陸税理士会・北陸税理士協同組合連合会 令和8年 新年賀詞交歓会	ホテル日航金沢	1名
1月17日(土)	会報誌校正及び編集	各事務所	2名
1月19日(月)	石川県外国人材活用ワンストップセンター会議	石川県地場産業振興センター 本館 第三会議室	7名
1月19日(月)	会報誌校正及び編集	各事務所	4名
1月19日(月)	会報誌打合せ	オンライン会議 (Zoom)	4名
1月19日(月)	金沢市農業委員会来客対応	本会議室	2名
1月20日(火)	月例無料相談会 (内灘町)	内灘町役場	2名
1月21日(水)	石川運輸支局相談員 新人向け実施研修の準備	荒川事務所	1名
1月21日(水)	丁種義務研修の補講 (ビデオ作成)	川本事務所	1名
1月21日(水)	職務上請求書確認作業	本会議室	1名
1月22日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3F	1名
1月22日(木)	月例無料相談会 (津幡町)	津幡町福祉教育プラザ	1名
1月22日(木)	第4回業務部会および政策委員会	オンライン会議 (Zoom)	7名
1月22日(木)	第59回国際業務研究会	オンライン会議 (Zoom)	1名
1月23日(金)	会報誌校正及び編集	各事務所	2名
1月24日(土)	会報誌校正及び編集	各事務所	4名
1月25日(日)	会報誌打合せ	オンライン会議 (Zoom)	4名
1月26日(月)	第7回業務研修会	石川県地場産業振興センター 新館 第10研修室	6名
1月26日(月)	石川県外国人材活用ワンストップセンター会議	本会議室	3名
1月27日(火)	石川県情報化支援協会打合せ	石川県地場産業振興センター 新館	2名
1月27日(火)	第6回新入会員向け研修会	石川県地場産業振興センター 新館 第6研修室	6名
1月28日(水)	石川県庁商工労働部労働企画課 下野主幹との面談	石川県庁商工労働部	2名
1月28日(水)	第4回社会貢献事業部会	本会議室	8名
1月28日(水)	会報誌校正及び編集	各事務所	9名
1月29日(木)	石川運輸支局登録部門相談窓口相談員新人向け実務研修会	石川運輸支局	2名
1月29日(木)	法教育活動 (金沢市立野田中学校 職業人に学ぶ会)	金沢市立野田中学校	1名
1月29日(木)	75周年記念事業 (記念誌) 第5回打合せ (日本AG 井上氏・高森氏)	本会議室	3名
1月29日(木)	石川県外国人材活用ワンストップセンター会議	繊維会館会議室	3名
1月30日(金)	会報誌校正及び編集	各事務所	1名
1月30日(金)	社労士金沢支部行政書士金沢支部交流研修会 来賓出席	テルメ金沢	1名
1月31日(土)	会報誌校正及び編集	各事務所	4名
2月 1日(日)	会報誌校正及び編集	各事務所	7名
2月 1日(日)	会報誌打合せ	オンライン会議 (Zoom)	4名
2月 2日(月)	職務上請求書確認作業	本会議室	3名
2月 2日(月)	登録相談員事前準備	荒川事務所	1名
2月 2日(月)	第2回封印管理委員会	オンライン会議 (Zoom)	4名
2月 2日(月)	会報誌校正及び編集	各事務所	2名
2月 3日(火)	登録相談員ガイダンス事前準備	今村事務所	1名
2月 3日(火)	第8回業務研修会	石川県地場産業振興センター 新館 第10研修室	5名
2月 4日(水)	申請取次申出書類確認	オンライン会議 (Zoom)	2名
2月 5日(木)	登録相談員ガイダンス	石川運輸支局	4名
2月 5日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3F	1名
2月 6日(金)	第5回部長会	本会議室	12名
2月10日(火)	月例無料相談会 (白山市)	白山市役所	1名
2月10日(火)	経理審査 (10・11・12・1月分)	本会議室	2名
2月11日(水)	月例無料相談会 (七尾市)	平和堂アル・プラザ鹿島	2名
2月12日(木)	出前講座：三和地区社会福祉協議会	三和公民館	1名
2月12日(木)	新規登録希望者面談 1名	本会議室	1名
2月14日(土)	行政書士開業セミナー	石川県地場産業振興センター 本館 第7研修室	12名
2月16日(月)	申請取次行政書士管理臨時委員会	オンライン会議 (Zoom)	3名
2月17日(火)	75周年記念事業 (記念誌) 第6回打合せ (日本AG 井上氏・高森氏)	本会議室	3名
2月17日(火)	月例無料相談会 (内灘町)	内灘町役場	2名
2月17日(火)	第4回総務・経理部会	オンライン会議 (Zoom)	10名
2月18日(水)	新規登録希望者面談 1名	本会議室	1名
2月18日(水)	月例無料相談会 (金沢市)	繊維会館	1名
2月19日(木)	石川県商工労働部 令和8年度県予算説明	本会議室	3名
2月19日(木)	月例無料相談会 (能美市)	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
2月19日(木)	月例無料相談会 (かほく市)	ほのぼの健康館	1名
2月19日(木)	月例無料相談会 (金沢市)	金沢市役所	2名
2月20日(金)	事業者来局対応	本会議室	2名
2月20日(金)	第1回商工会支援研修会	オンライン会議 (Zoom)	2名

2月20日(金)	出前講座：石川土木会	石川県地場産業センター 第7研修室	2名
2月20日(金)	月例無料相談会（野々市市）	野々市市役所	2名
2月25日(水)	石川県土木部監理課意見交換会	石川県土木部監理課	3名
2月26日(木)	石川県総務部総務課訪問（法改正に伴う監察活動への協力依頼）	石川県庁	3名
2月26日(木)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
2月26日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3F	1名
2月27日(金)	令和7年度第7回新入会員向け研修会	石川県地場産業振興センター 本館 第4研修室	7名
2月27日(金)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	2名
3月 2日(月)	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
3月 2日(月)	研修会用 資料受領および準備	石川県暴力追放運動推進センターほか	1名
3月 2日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
3月 3日(火)	研修会 運営および講師アテンド	石川県暴力追放運動推進センターほか	1名
3月 3日(火)	石川運輸支局登録部門窓口相談員日当計算	今村事務所	1名
3月 3日(火)	第9回業務研修会	石川県地場産業振興センター 本館 第3研修室	6名
3月 4日(水)	石川県土業団体協議会 令和7年度第2回定例会	金沢東急ホテル	3名
3月 4日(水)	令和7年度中部地区申請取次行政書士管理委員会意見交換会	愛知県 行政書士会	1名
3月 5日(木)	申請取次申出書類確認	オンライン会議（Zoom）	2名
3月 5日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3F	1名
3月 5日(木)	75周年記念事業（記念誌）第7回打合せ（日本AG 井上氏・高森氏）	本会会議室	3名
3月 6日(金)	第3回広報・監察部会	本会会議室	8名
3月 6日(金)	令和7年度補正事業環境変化対応型支援事業に係る経営相談員説明会	石川県商工会連合会 会議室	1名
3月 7日(土)	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
3月 9日(月)	中小企業対策委員会での講義に向けた打合せ	小松商工会議所	1名
3月10日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
3月10日(火)	月例無料相談会（白山市）	白山市役所	1名
3月11日(水)	月例無料相談会（七尾市）	平和堂アル・プラザ鹿島	2名
3月11日(水)	月例無料相談会（金沢市）	繊維会館	1名
3月12日(木)	75周年記念事業（記念誌）第8回打合せ	本会会議室	3名
3月16日(月)	石川県外国人材活用ワンストップセンター会議	本会会議室	7名
3月16日(月)	第5回社会貢献事業部会	オンライン会議（Zoom）	9名
3月16日(月)	75周年記念事業（記念誌）第9回打合せ（日本AG 井上氏・高森氏）	本会会議室	3名
3月17日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	2名
3月17日(火)	第4回ICT特別委員会	中川事務所	3名
3月17日(火)	第5回総務・経理部会	本会会議室	10名
3月18日(水)	第2回商工会支援研修会	オンライン会議（Zoom）	2名
3月19日(木)	月例無料相談会（かほく市）	ほのぼの健康館	1名
3月19日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
3月19日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
3月19日(木)	第5回業務部会および政策委員会	本会会議室	7名
3月23日(月)	75周年記念事業（記念誌）写真撮影	東茶屋街〜(株)日本エージェンシー〜ADPhoto Shinano	11名
3月24日(火)	事業者来局対応	本会会議室	2名
3月24日(火)	専門業務研究会意見交換会	本会会議室	6名
3月25日(水)	県事業の紹介、センターのPR活動	白山市役所、野々市市役所	2名
3月25日(水)	出前講座：金沢市地域包括支援センターまろえ	大浦公民館	1名
3月25日(水)	75周年記念事業（記念誌）第10回打合せ（日本AG 井上氏・高森氏）	本会会議室	3名
3月26日(木)	月例無料相談会（津幡町）	津幡町福祉教育プラザ	1名
3月26日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3F	1名
3月26日(木)	加賀市イノベーション推進部との新制度情報共有会	オンライン会議（Zoom）	5名
3月26日(木)	75周年記念事業（記念誌）作成作業	本会会議室	1名
3月26日(木)	金沢事業者支援センター訪問	石川県庁 金沢事業者支援センター	1名
3月27日(金)	月例無料相談会（野々市市）	野々市市役所	2名
3月27日(金)	VOD動画編集作業（第1回業務研修会サイバーセキュリティ対策）	野村事務所	1名
3月27日(金)	第7回部長会	本会会議室	11名
3月28日(土)	VOD動画編集作業（第2回業務研修会なりわい再建支援補助金）	野村事務所	1名
3月30日(月)	75周年記念事業（記念誌）作成作業	本会会議室	1名
3月30日(月)	VOD動画編集作業（第7回業務研修会育成就労制度）	野村事務所	1名
3月31日(火)	VOD動画編集作業（第8回業務研修会デジタル社会の実現における行政書士業務の展望）	野村事務所	1名
3月31日(火)	第3回商工会支援研修会	オンライン会議（Zoom）	2名
4月 2日(木)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	2名
4月 2日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3F	1名
4月 2日(木)	封印の管理に関する協議	石川運輸支局	1名
4月 2日(木)	令和7年度補正事業環境変化対応型支援事業の打合せ	能登町商工会	1名
4月 2日(木)	令和7年度補正事業環境変化対応型支援事業の打合せ	穴水町商工会	1名
4月 3日(金)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	2名
4月 6日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
4月 7日(火)	経理審査（2・3月分）、職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
4月 7日(火)	令和7年度補正事業環境変化対応型支援事業の打合せ	門前町商工会	1名
4月 8日(水)	令和7年度収支計算書確認作業	本会会議室	1名
4月 8日(水)	月例無料相談会（金沢市）	繊維会館	1名
4月 8日(水)	月例無料相談会（七尾市）	平和堂アル・プラザ鹿島	2名
4月10日(金)	令和7年度収支計算書確認作業	本会会議室	1名
4月10日(金)	会計監査	本会会議室	5名
4月11日(土)	第1回理事会	石川県地場産業振興センター	20名
4月13日(月)	令和8年度定時総会議案書 確認作業	本会会議室	6名
4月15日(水)	令和8年度定時総会議案書 確認作業	本会会議室	4名
4月16日(木)	令和8年度定時総会議案書 確認作業	本会会議室	7名
4月16日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所2F	2名
4月16日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
4月16日(木)	令和8年度第2回封印管理委員会	繊維会館2F会議室	4名

4月17日(金)	月例無料相談会(野々市市)	野々市市役所	2名
4月17日(金)	中小企業対策委員会定例会への参加(定例会講師)	小松商工会議所	2名
4月17日(金)	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
4月20日(月)	75周年記念誌作成作業	本会会議室	1名
4月21日(火)	総会準備対応、75周年記念誌作成作業	本会会議室	1名
4月21日(火)	月例無料相談会(内灘町)	内灘町役場	2名
4月23日(木)	第1回申請取次行政書士管理委員会	本会会議室	4名
4月24日(金)	新規登録者登録伝達式 3名	本会会議室	2名
4月27日(月)	75周年記念誌作成作業	本会会議室および(株)日本エージェンシー	1名
4月28日(火)	75周年記念事業(記念誌)第11回打合せ(日本AG 井上氏・高森氏)	本会会議室	2名
5月 1日(金)	75周年記念誌作成作業	本会会議室	1名
5月 1日(金)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
5月 1日(金)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	2名
5月 7日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3F	1名
5月 8日(金)	七尾支部 令和8年度定時総会 来賓出席	いこいの村 能登半島 羽咋郡志賀町志賀の郷温泉	1名
5月 9日(土)	出前講座:白山市各種団体女性連絡協議会	白山市民交流センター	1名
5月11日(月)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
5月12日(火)	75周年記念誌作成 日本エージェンシー打合せ	本会会議室	1名
5月12日(火)	月例無料相談会(白山市)	白山市役所	1名
5月13日(水)	事務局との総会打合せ	本会会議室	1名
5月13日(水)	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
5月13日(水)	出前講座(三馬地区社会福祉協議会)	三馬公民館	1名
5月13日(水)	月例無料相談会(七尾市)	平和堂アル・プラザ鹿島	2名
5月13日(水)	月例無料相談会(金沢市)	繊維会館	1名
5月14日(木)	ホテル日航金沢 訪問対応(及び 総会準備)	本会会議室	1名
5月14日(木)	広報・監察部 部内会議	オンライン会議(Zoom)	4名
5月15日(金)	令和8年度(第67回)石川県防災総合訓練 第1回打合せ会議	こまつドーム 集会室	2名
5月15日(金)	金沢支部 令和8年度定時総会・懇親会 来賓出席	アルカンシエル金沢	1名
5月15日(金)	令和8年度小松支部定時総会 来賓出席(寺分副会長)	小松市民センター	1名
5月19日(火)	R8業務研修会VOD指示書作成	野村事務所	1名
5月19日(火)	月例無料相談会(内灘町)	内灘町役場	2名
5月19日(火)	令和8年度第2回総務・経理部会	オンライン会議(Zoom)	10名
5月21日(木)	北陸地区土地推進連携協議会 令和8年度通常総会	オンライン	1名
5月21日(木)	Hikidashi打合せ(HPの法改正対応等について)	オンライン会議	1名
5月21日(木)	月例無料相談会(かほく市)	ぼのぼの健康館	1名
5月21日(木)	月例無料相談会(金沢市)	金沢市役所	2名
5月21日(木)	月例無料相談会(能美市)	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
5月22日(金)	石川県行政書士会 令和8年度定時総会	辻家庭園	270名(委任状含)
5月23日(土)	石川県司法書士会 定時総会 来賓出席	和倉温泉 のと楽	1名
5月24日(日)	定時総会撮影素材編集	各事務所	2名
5月25日(月)	令和8年度第1回業務研修会	石川県地場産業振興センター 本館 第5研修室	9名
5月29日(金)	石川県土地家屋調査士会 定時総会 来賓出席	ANAホリデイ・イン金沢スカイ	1名
5月29日(金)	石川県社会保険労務士会 令和8年度通常総会 来賓出席(今村副会長)	金沢東急ホテル 5階 ボールルームB	1名
6月 1日(月)	金沢大学における講義の連絡調整	岩本事務所	1名
6月 3日(水)	石川県外国人材活用ワンストップセンター会議	本会会議室	7名
6月 3日(水)	75周年記念誌作成 日本エージェンシー打合せ	本会会議室	1名
6月 3日(水)	金沢市未登記道路整備事業打合せ	小山内合同事務所	2名
6月 4日(木)	新規登録者登録伝達式 3名	本会会議室	2名
6月 4日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3F	1名
6月 4日(木)	総務省石川行政評価事務所による白山市合同行政相談所	白山市福祉ふれあいセンター	1名
6月 5日(金)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
6月 5日(金)	金沢市未登記道路整備事業の件	金沢市役所	1名
6月 8日(月)	75周年記念誌作成作業	本会会議室	1名
6月 8日(月)	令和8年度第2回業務研修会打合せ	野村事務所	1名
6月 9日(火)	75周年記念誌作成チェック作業 日本エージェンシー同席	本会会議室	5名
6月 9日(火)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	2名
6月 9日(火)	令和8年度第3回業務研修会打合せ	野村事務所	1名
6月 9日(火)	部内会議(副会長、部長、副部長会議)	オンライン会議(Zoom)	3名
6月10日(水)	月例無料相談会(七尾市)	平和堂アル・プラザ鹿島	2名
6月10日(水)	月例無料相談会(金沢市)	繊維会館	1名
6月12日(金)	令和8年度第4回業務研修会打合せ	野村事務所	1名
6月15日(月)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	2名
6月16日(火)	BCPグループ会議	オンライン会議(Zoom)	5名
6月16日(火)	月例無料相談会(内灘町)	内灘町役場	2名
6月17日(水)	第1回監察グループ会議	オンライン会議(Zoom)	6名
6月17日(水)	第1回会報グループ会議	オンライン会議(Zoom)	6名
6月17日(水)	第1回メディアグループ会議	オンライン会議(Zoom)	5名
6月18日(木)	月例無料相談会(金沢市)	金沢市役所	2名
6月18日(木)	月例無料相談会(能美市)	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
6月19日(金)	新規登録希望者面談 2名	本会会議室	1名
6月19日(金)	一般社団法人石川県中小企業診断士会 第15回通常総会 来賓出席(今村副会長)	ハイアットセントリック金沢 2階	1名
6月19日(金)	75周年記念事業(記念誌)校正チェック	(株)日本エージェンシー	1名
6月19日(金)	外為法に基づく報告書等の原則オンライン化と財務省新システムに係る説明会	オンライン	1名
6月19日(金)	月例無料相談会(野々市市)	野々市市役所	2名
6月23日(火)	令和8年度第1回新入会員向け研修会グループ会議	オンライン会議(Zoom)	4名
6月25日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3F	1名
6月25日(木)	苦情に関する問合せ対応	本会事務局	1名
6月25日(木)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
6月25日(木)	令和8年度第1回業務部会	本会会議室	7名
6月25日(木)	月例無料相談会(津幡町)	津幡町福祉教育プラザ	1名
6月26日(金)	75周年記念誌作成 日本エージェンシー打合せ(井上氏・高森氏)	(株)日本エージェンシー	1名

6月26日(金)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	2名
6月26日(金)	第1回広報・監察部会	本会会議室	9名
6月29日(月)	北陸税理士会金沢支部 定期総会・懇親会 来賓出席	ホテル日航金沢	1名
6月29日(月)	令和8年度第2回業務研修会	石川県地場産業振興センター 本館 第7研修室	6名
6月29日(月)	令和8年度第2回総務・経理部会	本会会議室	9名
6月30日(火)	紹介依頼および苦情に関する問合せ対応	本会事務局	1名
6月30日(火)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	2名
7月 1日(水)	75周年記念事業（記念誌）校正チェック	本会会議室	4名
7月 1日(水)	第2回暴力団等排除対策委員会	オンライン会議（Zoom）	3名
7月 1日(水)	第1回社会貢献事業部会	本会会議室	7名
7月 2日(木)	苦情に関する問合せ対応	本会事務局	1名
7月 2日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3F	1名
7月 3日(金)	全中連との講師派遣前打合せ	オンライン会議（Zoom）	2名
7月 3日(金)	令和8年度業務研修会打合せ	本会事務局	1名
7月 5日(日)	DX推進に関する調査（他団体調査）	各事務所	3名
7月 6日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
7月 6日(月)	申請取次申出書書類確認	オンライン会議（Zoom）	2名
7月 6日(月)	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
7月 7日(火)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
7月 7日(火)	金沢市道路管理課来客対応	本会会議室	2名
7月 7日(火)	第1回DX推進特別委員会	オンライン会議	3名
7月 8日(水)	月例無料相談会（七尾市）	平和堂アル・ブラザ鹿島	2名
7月 8日(水)	月例無料相談会（金沢市）	繊維会館	1名
7月 8日(水)	「入管業務スタートアップセミナー」および令和8年度「外国人材活用ワンストップセンター」相談員養成研修会	石川県地場産業振興センター 本館 3階 第6研修室	1名
7月 8日(水)	令和8年度（第67回）石川県防災総合訓練 第2回打合せ会議	石川県地場産業振興センター	3名
7月 8日(水)	日本エージェンシー打合せ	オンライン会議（Zoom）	4名
7月 9日(木)	第1回部長会	本会会議室	13名
7月 9日(木)	県民一斉防災訓練（シェイクアウト石川）	本会会議室	3名
7月10日(金)	公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター石川県支部倫理研修会及び懇親会（臨席依頼）	近江町交流プラザ 研修室1、近江町食堂	1名
7月13日(月)	金沢市未登記道路整備事業打合せ	各事務所	2名
7月13日(月)	第1回行政書士試験対策委員会	本会会議室	6名
7月13日(月)	会報誌原稿依頼	各事務所	2名
7月14日(火)	月例無料相談会（白山市）	白山市役所	1名
7月15日(水)	金沢市未登記道路整備事業の件	金沢市役所	1名
7月16日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
7月16日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
7月16日(木)	石川県・石川県国際交流多文化共生フェスタ打合せ	石川県国際交流協会リファール3F	1名
7月18日(土)	第2回理事会	石川県地場産業振興センター 第2会議室	24名
7月21日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	2名
7月21日(火)	経理審査（4～6月分）、職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
7月21日(火)	令和8年度第3回業務研修会	石川県地場産業振興センター 本館 第3研修室	6名
7月21日(火)	Hikidashi打合せ（HPの改修対応）	オンライン会議	1名
7月22日(水)	第1回金沢支部研修会及び懇親会（臨席依頼）	石川県政記念しいのき迎賓館、割烹たな華	1名
7月23日(木)	開業セミナーグループ会議	オンライン会議（Zoom）	6名
7月23日(木)	自治体訪問に関する調整（金沢市、金沢商工会議所）	笹原事務所	1名
7月23日(木)	行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴う実態調査について	本会事務局	1名
7月23日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3F	1名
7月24日(金)	GビズID研修会日程調整および苦情に関する問合せ対応	本会事務局	1名
7月24日(金)	日本エージェンシー打合せ	オンライン会議（Zoom）	4名
7月25日(土)	埼玉県行政書士会浦和支部との能登半島地震被災者支援会談	金沢RIZE	3名
7月27日(月)	苦情に関する問合せ対応	本会事務局	1名
7月27日(月)	名古屋出入国在留管理局 金沢出張所表敬訪問	名古屋出入国在留管理局 金沢出張所	3名
7月28日(火)	第2回部長会	オンライン会議（Zoom）	8名
7月28日(火)	今年度講師派遣の打合せ	石川県庁・農業経営戦略課	2名
7月28日(火)	令和8年度第1回新入会員向けVOD研修撮影	本会会議室	5名
7月29日(水)	金沢市成年後見制度利用促進連絡協議会	金沢市松ヶ枝福祉館	1名
7月29日(水)	石川県外国人材活用ワンストップセンター会議	オンライン会議（Zoom）	4名
7月29日(水)	官公署訪問（監察活動）用資料準備	茅野事務所	1名
7月30日(木)	新規登録者登録伝達式 4名	本会会議室	2名
7月31日(金)	第1回SNSグループ会議	オンライン会議	2名

会員の動き

【新規登録事項】 19名

登録年月日	所属支部	氏名	事務所所在地	電話番号
R8. 1. 1	金沢	橋爪 智一	金沢市大浦町へ295番地4	070-9453-0512
R8. 2.15	金沢	黒川 光智	かほく市高松マ79番地8	090-2832-3242
R8. 3.15	小松	山田 晃弘	小松市蓮代寺町か16番地1	090-5682-6183
R8. 3.15	金沢	安江 佳世	金沢市東蚊爪ム11番地1	070-8473-4578
R8. 3.15	金沢	川本 将太郎	金沢市出雲町イ122 フリーデン 駅西1F 101	076-255-1920
R8. 4. 2	金沢	坂本 文吾	金沢市直江町イ1番地1	076-255-6483
R8. 4. 2	金沢	安藤 謙輔	金沢市野町1丁目2番43号 安藤芳園堂ビルディング1階	090-6213-0853
R8. 4. 2	輪島	脇田 潤	鳳珠郡能登町字松波13字46番地	0768-72-0930
R8. 4.15	小松	上島 菜都紀	小松市若杉町リ179番地	090-4327-9167
R8. 5.15	金沢	石川 勝	白山市成町69番地	076-275-7947
R8. 5.15	七尾	土井 基生	羽咋市柴垣町5字29	070-8944-5330
R8. 5.15	金沢	福村 時康	金沢市割出町168番地1 荒井店舗2階202号室	076-214-7888
R8. 5.15	金沢	榎 桜子	金沢市米泉町八丁目108番地1 タナベハイツ201号	080-3215-7079
R8. 6. 1	小松	本多 浩光	小松市沖町ト182番地15	090-1638-8465
R8. 6. 1	金沢	川端 翔	金沢市野田3丁目48番地2	080-6350-5613
R8. 6. 1	金沢	川下 英和	野々市市郷一丁目97番地102号	076-256-2393
R8. 6. 1	金沢	寺越 和生	金沢市浅野本町2丁目10番12号	090-8965-2113
R8. 6.15	加賀	杉森 吾郎	加賀市三木町ト170番地1	090-7878-8659
R8. 6.15	金沢	室屋 和菜	金沢市諸江町上丁231番地2 西田ビル201号	080-3343-7675

【事務所所在地変更】 3名

受理年月日	所属支部	氏名	新事務所所在地	電話番号
R8. 2.27	金沢	山田 政樹	河北郡内灘町字大清台135番地1	076-205-3788
R8. 2.27	金沢	山下 大揮	金沢市西念3丁目32番27号	076-207-7614
R8. 3.13	金沢	東 翔平	河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目161番地1 202オフィス	076-207-4252

【退会者】 18名

受理年月日	所属支部	氏名	退会理由	受理年月日	所属支部	氏名	退会理由
R7.12.31	金沢	谷 久夫	廃業	R8. 3.31	金沢	杉原 清猛	廃業
R8. 2.26	金沢	村田 憲泰	ご逝去	R8. 3.31	金沢	田村 梨香子	廃業
R8. 3.13	金沢	川森 有紗	廃業	R8. 3.31	金沢	平井 辰樹	廃業
R8. 3.31	金沢	中村 武夫	廃業	R8. 3.31	加賀	南出 利之	廃業
R8. 3.31	金沢	山岸 徹	廃業	R8. 4. 6	金沢	中田 勝之	廃業
R8. 3.31	輪島	八木 史郎	廃業	R8. 4.21	七尾	小林 光臣	廃業
R8. 3.31	金沢	浜崎 泰彦	廃業	R8. 5.31	加賀	高内 新太郎	廃業
R8. 3.31	金沢	西野 正子	廃業	R8. 6.15	金沢	東口 久司	廃業
R8. 3.31	金沢	澤井 徹	廃業	R8. 6.19	加賀	角谷 定信	廃業

※村田憲泰様(金沢)のご冥福をお祈り申し上げます。

会費の納入について(お願い)

日頃より会の運営につきまして格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、令和8年度分会費未納の方にご請求申し上げます。

ご多忙の折とは存じますが、下記へ至急ご納入下さいませようお願い申し上げます。なお、併せて当会政治連盟会費未納の方も下記へご納入お願い申し上げます。

記

- 石川県行政書士会
令和8年度会費 金 72,000 円
納入方法 払込取扱票により納入下さい
お振込先 石川県庁内郵便局
口座番号 00750-6-55558
口座名義 石川県行政書士会

- 日本行政書士政治連盟
令和8年度会費 金 5,400 円
納入方法 払込取扱票により納入下さい
お振込先 石川県庁内郵便局
口座番号 00720-1-74073
口座名義 日本行政書士政治連盟石川県支部

荒川 朋範

会報いしかわの編集に携わらせていただきました。
会報の内容が少しでも皆様の業務や生業に有益であれば幸いです。
これからも、より良い情報の提供に努めていきたいと思ひます。
また、広報を通じて業界全体を盛り上げていきたいと思ひます。
引き続き、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたしします。

今井 邦彦

「会報いしかわ」をお読みいただき、誠にありがとうございます。
微力ではございますが、広報・監察部の一員として、これからも多様な情報を分かり易くお届けできるよう努めてまいります。

茅野 智勇

80号の記事にありますとおり、法改正によって警告プレート等を再作成し、監察活動として各役所の総務課を訪問しました。役所担当者へわかりやすい資料を作成しようと一部にAIの手を借りております。そのうち、会報の記事にもAIが活躍するかもしれませんね。

寺分 努

昭和63年の創刊から38年。今回、第80号という節目を迎えることができたのも、これまで会報づくりに携わってこられた先人たちのおかげです。
時代とともに行政書士の役割は広がっていますが、地域の身近な相談相手であることは変わりません。これからも会員の皆様とともに、次の一歩を重ねていければと思ひます。次号もどうぞお楽しみに！

中川 幸雄

先日のサッカーW杯はスペインが優勝し、昨今、話題のAIによる優勝予想的中率の高さが話題となりました。そんな時流に乗ろうと今回、校正作業にAIを使用してみました（偶然ご一緒した安藤会員のご協力で実現。ありがとうございます！）。原稿データを読み込ませると、AIは10分ほど誤字脱字チェックや改善提案をしてくれ、その優秀さには驚かされました。しかし、「会報

いしかわ」は行政書士向けの会報誌ですので、専門用語や本会活動の流れなど人間にしか分からないことも散見され、最後は広報・監察部の総力を結集し、人間の目(eye)での確認となりました。沢山のアイ(愛・AI・eye)を含めた会報第80号が少しでも多くの方々に役立てていただけることを願っています。

永野 登志雄

広報・監察部の一員として、会報いしかわの編集に携わり早一年が経ちました。部員全員で一致団結して会報誌を作り上げていくなかで、私自身様々な気づきをいただいております。
これからも、より良い会報いしかわを目指し、会員の皆様のお役に立てれば幸いに存じます。
引き続きどうぞよろしくお願いいたしします。

中橋 一彰

今回の会報は、会員のコーナーがとても充実し、皆様の思いや人となりにつれる機会となりました。編集する側としても、楽しく拝読させていただきました。
個人的には来月のブラジリアン柔術大会に向け現在減量中です。空腹でふらふらとなりがらの作業となりました。

堀 聡

今朝は来週行われる八朔祭礼(志賀町)のための宮道普請でした。
神様に日々の感謝と会報いしかわ第80号が無事発行されることを祈って来しました。

前川 仁恵

今回の会報誌は、第80号の節目となる記念号です。寺分副会長をはじめ広報・監察部では、令和6年能登半島地震・奥能登豪雨以降、行政書士会と会員の皆様が行行政機関と連携して進めてこられた被災者支援の活動を記録し共有することを目標に編集を進めてまいりました。これらの記録は社会的使命を再確認し、今後の災害対応を考えるうえでも重要です。今後の会報いしかわにもぜひご期待ください。

編集後記 9

敬称略・五十音順

Bande

新しい会報いしかわの愛称。ドイツ語で「つながり」という意味。英語だとバンド。会報発行を通して会員同士の繋がり、市民国民との繋がりを大切にしたいという想いを込めました。

会報いしかわ 第80号

発行日 令和8年9月10日
発行人 会長 向井 隆郎
広報・監察部長 中川 幸雄
発行所 石川県行政書士会
〒920-8203
石川県金沢市鞍月2丁目2番地
石川県繊維会館3階
TEL 076-268-9555
FAX 076-268-9556

E-mail: office@ishikawagyousei.org
URL: https://www.ishikawagyousei.org/

